

## 本日の会議に付した事件

平成27年第3回山元町議会定例会（第3日目）

平成27年9月2日（水）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

午前10時00分 開 議

副議長（後藤正幸君）ただいまから、平成27年第3回山元町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

議長阿部 均君から本日の会議を欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

副議長（後藤正幸君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君を指名します。

---

副議長（後藤正幸君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により、質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

---

副議長（後藤正幸君）9番岩佐 豊君の質問を許します。

岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、平成27年第3回議会定例会において一般質問を行います。

大きな1件について3点質問いたします。

まず、町政運営についてということで、まず1点目、我が町の人口は今1万2,000以下ですね。4,000人も人口減少が見られます。

これまでも議会でいろいろご指摘をさしてもらいましたが、この4,000人が減ったことによる本町の人口対策ということで、町長はこれまで3市街地が整備され、魅力ある町が完成すれば町民の方々には戻られるというお話をされておりますが、85パーセント強の進捗が見られる現状においても、残念ながらまだ一部流出がとまったとは言えない現状にあります。

このような現状から、どのような対策、方策を考えているのか、まずお伺いをするものであります。

2点目、これまで地区住民の協力のもと、コミュニティがしっかりしていた時分には、道路の草刈り等、江払い等々、周りの環境整備という地区住民がみずから進んでやってきた部分があります。今回残念ながら未曾有の震災によりまして、浜通り本当に壊滅いたしました。一部残っている地区もありますが、今後、これらの道路の管理、周りの環境、こういう整備を町としてどのように考えていくのかお伺いするものであります。

それから、3点目ですけれども、これは、これまでも何度も私、同様の質問何度もさせていただきました。くどいくらいしてきました。直訳しますとこの4,000人につながっているのかなど。議会等の対応について。これまで議会に報告説明がないまま新聞報道なされたり、また、一部の町民への周知が先行したことなど、議会から指摘を受け、町長はその都度「真摯な対応に心がけ」言われてきましたが、その言動が一致していないと私は思われます。町長にあえて、再度、議会とのあり方、対応についてお伺いをするものです。最初の質問といたします。

副議長（後藤正幸君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。

岩佐 豊議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、町政運営についての1点目、本町の人口減少対策についてですが、私といたしましては、これまでも申し上げておりますが、人口減少対策は本町の最重要課題と認識するとともに、基本的には総合的かつ中・長期的に取り組むべき課題であると考えております。

また、短期的には、全国的な人口減少傾向に加え、震災の影響により本町の人口減少は当面避けられないという見通しではありますが、復興計画に掲げるJR新駅等を中心とする利便性と快適性を備えた町の新たな顔となる新市街地の整備やJR常磐線の復旧を初めとする復興関連事業を1日でも早く完了させ、誰もが住みたくなるような魅力的なまちづくりを実現することで、人口流出の抑止を図りたいと考えております。

また、これと並行して、昨年10月に私を本部長とする人口減少問題対策本部を設置し、平成27年度山元町子育て支援定住促進対策を決定し、「子育てするなら山元町」の実現に向け、若者や子育て世代のライフステージに応じた切れ目ない支援を目指し、県内最高水準となる定住促進事業補助金の拡充や、子ども医療費助成事業のうち、通院に係る医療費について助成額を小学校就学前から中学校終了まで拡充するなど、各種子育て支援・定住促進事業に取り組んでおります。これに加え、現在町内事業者等による事業拡張や、新市街地への進出が決定した株式会社キクチ、株式会社薬王堂、株式会社ローソンでの雇用、またイチゴ農家等でのパートタイム作業など、一定の雇用機会も見込まれておりますが、今後、国が進める地方創成の動きなどとも連携し、さらなる雇用の創出、町内就業機会の確保等に取り組んでまいりたいと考えております。

このように、震災復興計画を初めとする各種計画に掲げる諸施策を総合的かつ着実に進めることにより、魅力的なまちづくりに努め、人口減少の抑止を図ってまいります。

次に、2点目、コミュニティの失われた地域の社会環境整備、道路の路肩の草刈り、側溝の江払い等の維持管理をどのように行うのかについてですが、これはきのうの佐藤智之議員の回答と同様でございますので、割愛させていただきます。

次に、3点目、議会との対応についてですが、町が進める各種施策については、議会の皆様のご理解を得るべく、要所、要所での報告や丁寧な説明に心がけているところで

あります。

しかしながら、町本来の自治事務に加え、東日本大震災の復興・再生に向けた膨大な事務事業を限られた時間の中でスピード感を持って取り組む中で、ともすると議会に対する説明と町民への周知のタイミングにそごが生じているところもあろうかと存じます。いずれにしましても、議会と執行部の情報共有、そして、住民への情報提供のあり方等に十分留意しながら、引き続き丁寧な説明に努めてまいりますので、よろしくご理解お願いを申し上げます。

以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、1点目から再質問させていただきます。

町長にまずお尋ねいたします。

4,000人も人が本町から今現在いなくなっているわけですが、これを町長としてどのような思われるのか、まずそこから伺いたしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員先ほどおっしゃいましたように、この件についてもこれまでたびたびご質問を頂戴しております。同じこととお答えするのはやぶさかでございますけれども、一定程度はこれまでの議論の経緯を踏まえた上で、ぜひ議論の展開をお願いしたいものだなというふうに思います。

私は、かねがね町の人口、この数というのは、町の勢い、町勢ですよ。これはたびたび申し上げてきました。その点については十分ご存じ、ご案内のはずでございます。その点を踏まえて議論をしていただくと大変ありがたいなというふうに思います。

そういうことでございますので、1人でも、2人でも、ましてや4,000人も人口が減るといようなことについては、町の大変なこれは損失、痛手でございます。そんな思いでこれを何とか少しでも挽回できるようなまちづくりをしっかりと進めていかなければならないと、日々そんな思い、あるいは危機意識を持って町政運営に取り組んでいるところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。全く、町の勢い、力そのものですよね、人口、これは。

残念ながら東北太平洋沿岸、今回の被災で甚大な被害を受けたわけです。4,000人も人口流出があった町はどの程度あるのか、ちょっとその辺から確認していきたいと思えます。まあ何を言いたいかといいますと、新地町、亘理町との比較を私は言いたいのであります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、全体的な被災地の状況をかいつまんでお話しいたしますけれども、福島の場合は、この原発に由来する人口減というようにございまして、一緒くたにできない部分がございますので、津波被災での人口減が見られる宮城、そして岩手の状況から申し上げますと、一番人口が減っていますのは石巻市の約1万4,000人でございます。これは、この比較のタイミングとしては、平成23年の2月末と、ことしの1月末というふうな、そういう時点での比較というようにございまして、ご理解いただきたいと思えますけれども、1万人を超える人口減少がみられるのは石巻市ですね。あとは、大きい数字で申し上げますと、気仙沼市が約7,000人減っておりますね。あとは大体3,000人台でございまして、県内で3,000人台で減少が見られるのは東松島市の約3,000人ですね。それから、山元町の約4,000人ですね。それから、岩手県のほうに行きますと、3,000人台というのは宮古市の約3,500、大槌町の約3,500、釜石市の約3,800、陸前高田市の約3,900と、こうい

うふうな、いわゆる増減するという部分という人口圏をご紹介申し上げればそういうことでございます。

まあ、問題はこの増減数もさることながら、元の人口からどのくらいの割合の人口が減ったのかというふうなことだろうというふうにあえて申し上げました。被災地、岩手、宮城両県で減少率が最も大きいのは県内の女川町さんで約29パーセントでございます。山元町が残念ながら2番目に多い24パーセント、3番目が岩手の大槌町の約22パーセント、こういうふうな状況を承知しているところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。今ね、町長から、ありがとうございます。

まあ、石巻、女川、石巻1万4,000ね、確かにすごいですね。女川、確かにトップです。本町と石巻を見た場合に、全く被害程度違いますね。本町は確か3分の1強の浸水があったわけですが、いくらでもそれにかわる土地、そういうのがあったわけですよ。全く違うんですよ、これ、内容が。それで、あえて今ね、わざと、わざとじゃないですけど、そういうふうにひどいところもあったということ、ただそれがどういう経過でそうなったのかということ、それをまず1つ言いたいのと、それから、今ここで見ますと、山元町、亘理町、新地町さん、亘理町さんはJRが通りましたからね、吉田までね、ですが、新地町さんは依然として私たちと同じ状況にあります。新地町の今、人口、8千3、40人だと思います。被災前8,200人前後だったと思います。亘理町も3万4,000ぐらいかな、それがほとんどもう、300、400ぐらいの差に今戻っております。

要するに、私が一番言いたいのは、何で山元町が4,000人もの人口流出があったのか、そこに本当の思いを持っていかないと、ますます山元町おかしくなるということ、これを私はあえて言いたいんです。

今、新地町、亘理町の例を述べましたけれども、町長ね、この4,000人もの人口が減った本当の原因、これ町長わかっていると思うんですけど、やっぱりこういうこともあったのかなというようなことをぜひお話ししてほしい。できなかつたら私話しますけど。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お隣の自治体の人口の動き、この先ほどご紹介しませんでしたけれども、ご紹介するほどの人口の減少には至っていないというふうな部分がございます。ただ、ご承知おきいただきたいのは、ことしの1月末現在での4年前との人口比較ということでございますけれども、議員はただいま亘理町、人口300から400人の減ということでございますけれども、少なくとも1月末現在では1,500人の減少になっておられると。あるいは、新知町さんについても460人の人口減少になっているというようなことがございますので、やはりお互いに一定程度、それなりにデータは確認した中で議論をしていただかないと困るのかなという部分。

それから、前段で石巻市の被害の状況というようなことに触れましたけれども、もう少し認識を改めていただきたいのは、その自治体にとってのダメージというのをどういう側面で押しはかるのかという部分、これを共有していただきませんか、議論がある程度かみ合わない部分がございますので、改めて申し上げさせていただきますけれども、私は、国の皆さんなり、派遣をしていただいている首長さんなり、いろんな方々が山元町にお越しいただくときに、毎回同じようなことを申し上げるんですけど、それは、被災地のそれぞれの自治体のダメージというものをぜひ横並びでご理解いただいた上で、

そしてまた、その自治体はそのダメージに応じたリカバリーする力がどれほどあるのか、ないのか、その前後関係をよく勘案していただいて、山元町の窮状をサポートしていただければありがたいですと、こういう話を申し上げております。何を言いたいかというのと、犠牲になられた方が町民の当時の4パーセントに相当する635名もの犠牲者が出ているということは、その町にとって、地域にとって、悲しみが深いわけですよ。単に犠牲者の絶対数が山元町よりも多いという部分だけでは、その悲しみというのは押しはかれないわけでございます。

それから、被災した家屋もそうでございます。流出、全壊の家屋2,000世帯を超える家屋、これは町の全体のどのくらいに匹敵するのか、相当するのか、半壊以上はどのようなのか、少なくとも私がチェックしている範囲では、そういう部分でいえば南三陸、女川町、そして山元町の被災の割合が多いと、そういう実態があるわけです。しかし、そういう大きい被災を受けた中で、町の職員何人いるんですかと。171名の段階で大きな被災にあっているわけですよ。大きな予算を執行しているわけですよ。そういう状況を見据えた中で、ぜひこの辺の前後の関係ね、人口減少も含めて、あるいはこれからのまちづくりも含めて、ぜひ前向きな、建設的なご提案をいただければ私も助かります。

9番(岩佐 豊君)はい、議長。数字はね、やっぱりそのとき、そのときで違うんですけども、ただ、私さっき、多分誤って説明しました。亘理町3万4,600ぐらいでしたかね、最初ね。現在が34,100何ぼだと思います。それから、今、それぞれのダメージが違うというの、もっとも、それはそのとおりですよ。ただ、そのダメージの違いがね、4,000人も差になって、3,000人も4,000人も差になって出るかということをもまず町長、この辺を認識しないと、いつまでもかみ合いません。

私何度も言ってきました、町長、この場で。要するに、この復興計画を決めるときに、しっかりと話し合いを何度も持つべきだと私はお話ししたつもりです。住民の説明会でもね、説明して、その後にもまた同じような説明会もした。そのとき町民から「どこ変わっているんですか、この中身で」って質問がありましたよね。前に私一般質問でもしましたから。そのときに、申しわけないけど執行部で答えられなかったですよ、あのとき。それで、るる調べて、ちっちゃな部分ですよ、町民が訴えたことじゃなくて、小っちゃい部分で変えたこと、こういうことにしました、こういうこともやりましたという説明はしました。簡単に言います、JRの移転とかね、危険区域の指定とか、ああ、危険区域の指定は違いますね。そういう大きな、要するに町民が判断するときの指針となるものが、住民が十分に訴えたにもかかわらず、何一つ変わらなかった。これが一番大きいんですね、町長。

要するに、町長はこれまでも、やっぱりこれからの町の運営を見たときに、集約して、できるだけ維持費のかからない、そういうまちづくりをしなければだめだと、私もそれは確かにそうだと思いますけれども、ただ、それを考える余り、住民の意見を無視して進んできたことがこの4,000人の減少につながっているんですよ。ここを本当に考えていかないと町長ね、これはまだまだいろんな失敗起こしますよ。これは私たちだけじゃなくて、もう同僚議員からやはり慎重にやるべきだという声は何度もありました。事実として、こういうことあったことを町長認識していますよね、まずね。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。ただいまの質問も、議員ご紹介のとおりでございまして、これまでもたびたび同じ内容で議論を重ねさせていただいておりました。

先ほど、小さな部分で、あるいは答えに窮しているというふうな部分ございましたけれども、これは復興まちづくりでございますのでね。できるだけ多くの皆さんの声に耳を傾ける、大事にするという側面は大切でございます。しかし、復興まちづくりでございますので、大方の皆さんが何を望んでおられるのかという部分で取りまとめをしなければ、いつまでたっても復興計画まとまらないわけですよ。そのことを理解されないで、一度の意向調査で、あのときこういうふうには答えられなかった部分がある。もう皆さんの議決を経て、議員に4年間まちづくり取り組んできているわけですよ。そのところを共通理解しなければ、まさにいつまでたってもこの問題は平行線をたどるだけですよ。常磐線の問題にしたって、7割に近い方がまちづくりと一体となった整備をすべきだと、そこに私は論拠を置いているわけでございますのでね、別に50対50、49対59のあれでやっているわけございませんので、少なくとも皆さんの議決を得ているんですよ、私は。その復興計画で進んでいるわけですからね。ぜひ大所・高所の議論で人口減少に向けてどうすべきか、そういう議論今までしてこないのであればね。それは初心に帰ってという部分もよろしいでしょう。そういうことでひとつよろしくお願いいたします。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。まさしくね、そこなんですよ、町長。はっきり言います。そこを変えなかったら町長だめです。あのね、今町長70何パーセント、この前私に答えたときは80何パーセント、足して80何パーセントのそういう声があったと、要するに常磐線の内陸移転ですよ。私はあの時も言いましたけど、津波来て、たった3カ月、半年で、そのとき住民に聞いたら当然上のほうがいいって言うのは当たり前ですよ、町長。そのときにね、上に移るときに、そのときの説明はですよ、上に移るとき、じゃあどのくらいのお金かかってとか、どのくらいの期間かかってって説明しましたか。しないでしょ。どちらがいいですかって聞いているんですよ。あの未曾有の被害を受けてね、そのときの判断を町長はよしとしてやったんですよ、これ。これが一番大きな問題なんです、私は。何度も訴えました、これ。亘理町さんはね、いいですか、JRは、津波来たっけ通さないと言いましたよ。実際に通してるでしょう、吉田まで。我々にずっと説明してきたんですよ、町長そういうふうに。議会の、今、理解を得られたと、そういう説明をずっとしてきたんですよ、町長。そういうことを抜きにして、議会の理解を得られたからというような話はだめですよ、それは。亘理町は現にきているでしょう。人口流出、通勤通学している人たちだったらどれだけ不便か。あのときね、議会は山下駅まで何とか来てほしいと、ほとんど議員の反対した人はいませんでしたよ、最初。嘘だと思ったら調べてくださいよ、議事録でも何でも。

そういうことでね、町長ね、議会で理解したから、認めたからって言いますけれども、説明が足りないんですよ、だから今言ったように。そうするとね、町長はね、こんな15倍もの事業費で、それを1.5倍の職員でやってるって、そういうふうにもいつも私に回答していましたよ。こういう大事なものはしっかりと時間をかけてやらなければだめなんですよ。これで山元町の本当に将来がおかしくなるんですよ。町長言ったでしょ、いみじくも、町の勢いですよ人というのは。同じような類似、確かに全て同じとは言いません。でもね、新地と山元町どのくらい違うんですか。新地は150人ですよ。戻ってきてずっと。今150人ぐらいです、足りないの。ここにね、町長ね、自分が勢いって理解して、もちろん当然の話ですけど、思っているのであれば。私はね、この4、0

00人もなくなったこの原因に対してね、やっぱり真摯に、町長はその都度私に真摯にっていう言葉いつでも使ってきましたよ。最後にこういうことに入っていきますけど、町長がいつも言っていることも理解しないわけではないが、私が今言っていることもね、少しはね、もう少し真剣に考えていかないと、これますます続くし、ミスマッチまた起きますよ。これでも町長全然考え変わらないですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私の立場というのは、町民の総意がどこにあるのかというようなところに軸足を置いて、そしてまた100年、1000年の大系に立って安全・安心を確保できるか、そこに尽きるわけですよ。岩佐議員の思い、問題意識、それもわからないわけではないですよ。しかし、常に1つの判断、これは議決というような形で方向性が示されるわけですから。まあ、おっしゃるのはその復興計画にしても、予算にしても、その前段でのいろんな意見の集約、把握、それを踏まえてあるべき形での予算の計上なり、あるいはまちづくりのあり方と、そういうことだろうというように思いますけれども。ですから、それは先ほどから言っているように、あるいはこれまで申し上げているとおり、限られた時間の中ではございますけれども、一定の対応、努力というものをした中で、それはその3カ月後の意向調査かもしれませんけれども、その後の住民懇談会、各種団体等の皆さん、区長さん、いろんな場面で意見交換をして、それを復興計画という形でまとめてという、そういう流れがあるわけですから、そういう流れの中で今一つ一つの事業を計画に基づいて執行をしているという。これからどうするということがなくて、大きな方向性は決まっているわけですから。そういうことを十分ご理解の上、議論をしていかないと、まさにお互いに同じ議論の繰り返しになりかねないというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。町長ね、やっぱりまちづくりで大切なのはやっぱり町民の意向を酌んでやっていくんだと、町民の皆さん期待しているわけですね、確かに、そうです、そのとおりです。期待している人たちが4,000人もいなくなったことに対してイエスと言いますか。私、ここを指摘しているんです町長。まず、同じことまた言ってもしょうがないから、町長ね、まず市街地完成すれば人が戻っております、これまでもね。まず、魅力的なまちづくり、先ほどもというか、これまでも薬王堂さんなり、キクチスーパーさんなり来ればそれは利便性は高まりますけれども、ただね、誰でもが住みたくなる魅力的なまちって言える町でしょうか。これはどこの町もこんなことやっていますよ。もっと努力していますよ。何か特化したものないんですか、町長。本当に魅力的な町というのは、若者が来るようなお店を呼ぶとか、よそにあるようなものをつくって、魅力的な町っていうの、私は町長がいつもお話されますけど、この辺ちょっとピンとこないんですよ。ちょっとその辺もう一回説明。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど、一番最初のお答えの中で、人口減少もありますけれども、人口減少問題も含めて、まちづくりというのはやはり中・長期的に取り組むべき大きな課題だというふうに思います。ローマは1日にしてならずというふうなことも言われていますように、これ今までのまちづくりのベースがあって、そのベースが大きく、一瞬にして津波で失って、そこから再スタートしているわけですよ。私は、震災直後にはゼロじゃなくてマイナスからのスタートだというふうなことをマスコミの取材に対して申し上げたことございますけれども、そういうところから安全・安心なまちづくり、あるいは誰もが住んでみたくなるような魅力あるまちづくりに持っていかなくては

ならないと、そういうふうな思いで日々派遣職員の皆様方のお力を借りながら、悪戦苦闘してきているわけです。そんなね、このまちづくり、あるいは人口減少の対策に妙案、即効薬があるのであれば、こんなに楽なことはございません。地道に、一つ一つのこの計画に盛り込んだ内容を具現化する、あるいはプラスアルファでの子育て支援策なり、定住支援策なり、そういうものを少しでも充実・強化していくと。あるいは、若い人に喜んでもらえるようなお店なり、ショッピングなりができるような、そういう環境づくりをする、あるいは町内で一定の雇用ができるような、そういう環境を整備すると、そのことに尽きるわけです。それ以上のものございません。それを皆さんと力を合わせて、地道に努力を重ねると、これ以外ないと思うんです、はい。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。町長のお話しされたとおりなんです。そのときにね、やはり他市町と違う取り組みをやっぱりなんかの方向性を示さなければ、それは差別にならないですよ、いい意味での。

本当に議論になっています、「子育てするなら山元町」ね。きのうの一般質問等でもありました。人口減少が一気に進んだ町にとって何が必要か。やっぱり若い人の力ですよ。ぜひここに特化しないとだめですよ。そのときに、確かにコスト的なことで集約するという考え方も、1つは考えられますけれども、ただ私は、地域一帯の発展がなくて、その町がよくなるということは私は考えていません。

ましてや山元町はありがたいかな坂元駅はそのまま残していただきました。これは本当、まちづくりにとってとても大きなことです。これがJRさんから坂元駅はつくらないと、万が一ですよ、なった場合に、これは町のとんでもない死活問題ですよ。そういう意味ですよ。ですから、それをやっぱりいい方向に伸ばさなければだめなんです。だから、子育て拠点を1カ所に集中するなんていう基本的な考え方はまず誤っています。私は、若者に特化したまちづくりをするべきだと思います。それは町長さんの知恵なり、職員皆さんの知恵だったり、議員の知恵だったりでもいいと思いますけれども、そういうところに特化しないで、逆に坂元地区はどうするんだなんていうことをいつも言われているのでは、これは全く逆ですよ、私に言わせたら。

きのうもいろんな形でやりますよという回答はいただきましたよ。私ね、でも町長、申しわけないですけどちょっと言わせてもらいますからね。私、はっきり言って信用できないんです。あえてこんなこと言わせてもらうから。何でかと。笠野の合戦原地区、磯区の大檀地区、皆さんから何とかあそこ認めてほしいというようなお話があったときに、議会の場では確かにお話はなかったですけども、その方々と町長、副町長、私含めて何度か話し合ったときに、必ずやりますよと。私、一般質問でこれずっと追及してやってきましたけれども、最終的には「いや、埋まらないからできないんだ」ということで中止になりましたよね。私は本当に信じてね、頑張ってきたんです、あれは。だから、きのうの「いや、坂元地区には私はつくらないなんて言ってない、こういう考えでやります」と言われても、全く信じられない。ちょっと移っちゃうかもしれないけど、人口流出ですから大きく考えてくださいね。あえてこの子育てを充実するんだったら、子育てするなら山元町だったら、ここで坂元にも同じような、大きさは別にしても必ずやるというようなことをここで明言してくださいよ、だったら、魅力的な町つくらなったら。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。この問題につきましては、きのう竹内議員と岩佐哲也議員にお

答えたとおりでございますので、それ以上のものでも、それ以下のものでもございませんので、お2人にお答えしたとおりでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。ですからね、町長ね、やっぱり本当に4,000人もいなくなった町を立て直すときに、やっぱりよそと同じことやってたら絶対めだと思います。よそから見て、山元町すごいなって思わせるようなことをやっていかなければだめなんですよ。私は本当に子育てだと思えます。坂元は本当にいいところだと思いますよ。町長と違うところはここですよ。町長は山下はメインで、坂元はサブと言いましたから。まちづくりにおいてこんな発言は絶対ありませんよ。こういうことを改めていかないと、同じことを繰り返すと私は再三言ってきているんです、町長。本当に謙虚に反省をしていくのであれば、その辺からまず展開していかないとだめだと思いますよ。まずそういう、町長自分の発言に対して、やっぱりきちっと説明しないとだめですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。なんか、何をお答えしていいのかわからないところがございますけれどもね、まず少なくともまちづくりの手法、考え方、それは人それぞれあるかもしれませんが、基本的にどうあるべきかというのは、もう少しお互いに計算をして、共通理解しませんかね。それはその言葉のというか、名称といいますか、その辺の使い方、いろいろあるかというふうに思いますけれども、私が申し上げているのは、人間の体に例えれば、顔なり、へそはあるというふうな部分で、中心になるまちづくり、拠点になるまちづくり、その拠点にもメインになる拠点があったり、サブになる拠点があったりと、そういうふうな思いで私は申し上げている。この地域づくり、都市計画、常識的な話ですよ。その辺をよく、基本をご理解の上やらないと、間違っていると間違っていないとか、そういう問題ではございません。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。町長の言わんとすることわからないわけではないんですよ。まちづくりのときに何もかにも一気にできないというのは、当然なんです。ただ、こういう窮地にいったまちづくりを立て直すときに何が大切かということを私今訴えているつもりです。やっぱり、自分の思いだけじゃなくて、住民の声をしっかりと聞くということが大事だということは何度も訴えているんですよ。町長はね、自分の考えなんです、大概そうですよ、何でもかんでもできるわけじゃないですから。ただ、こういうときに何が一番大事ですか。やはり反省できないですか。これまで町長がね、いろんな場面、場面で議員から指摘されたことに対して、その都度十分な説明をして、その上でやっていきますって、ずっとやってきているんでしょう。残念ながら、まあこれ最後に言う話だから余り言っちゃだめなんだな。まずわかりました。

余りそっち行ってこっちもだめですから、要するに町長ね、そういう町長の、執行者というの思いはわかりますけど、ただ、やっぱり住民に思い立った考えを用いていかないと、発言もその辺注意していかないとね、やっぱり誤解もされるし、一番みずからやっぱり、町長みずからね、「ああ、こういう発言はまずいな」とか、「こうだな」とか、「配慮に欠けたな」とか、そういう反省がなければ、同じことを繰り返すということを私は何度も言っているんですよ。まずこれ繰り返しになりますからやめます。

まず、ただ最後に言うておきます、4,000人も人がいなくなったということ、町長みずから人の数は勢いだと、町の、まさしくそうです。そこを踏まえてこれからの町政に当たってください。

それでは2点目、これは、これまで各地区において環境整備ということでいろいろや

ってきました。残念ながら被災においてそれがかなわない場所も出てきました。私なんかね、車で歩いているんですが、前だと交差点の隅々、見通しのいいように草刈りがあって、あちよつとというのはなかったんですけど、最近そういうのが多々見られます。そういう意味でね、やはりせつかく山元町を利用する人たちもいるわけですし、好きで来る人もいるかもしれないしね、そんな人たちが万が一交通事故にあたりなんかするということも、私すごく心配なのでね、こんな質問いたしております。

きのうの回答いただいております。当然、そこに住んでおられる人たちがいなくなったわけですから、少なくなったわけですから、全て前と同じようなことできないの当たり前ですよ。そこで、町としてどういうふうに管理をしていくのか。きのうもお話しいただいております。今年度から臨時職員による随時草刈り等を行って、今年度からやるということですが、これが永久に続くわけですよ。これが今の被災した状態でのことでなくて、これ永遠に続くわけですよ。ましてや今回のいろんな事業が終わったときに、町に全く降りかかっているわけです、これ、もろに。そういうときにね、やはり町としてしっかりした考えを持っていないと、後々いろんな問題が生じるんでないかと心配が私あります。そういうので一般質問をいたしておりました。

例えば、自分からもうできない、当然高齢者にもなってきますよ、できない人に対しては、何だろうな、体じゃなくてお金でとか、いろいろありますけれども、ただそれさえもできない人もいますし、ましてや人のいないところはやはり大変なことになるので、町としてしっかりとした計画を持たなければだめだと私は思うので、町長ね、これも少し町としてこんな方向で、例えば今臨時職員で対応しますとかでなくて、自治体も、区のあれともしっかりと話し合いをしながら、どんな役割でやっていくのかというのを、やっぱり方向性をきちっとしておかないと、私は将来大変なのかなと思いますので、その辺町長ちょっとお答えください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。きのうお答えした内容で、基本的にやっていかざるを得ないというようなことをございまして、やっぱり議員ご心配されるように、この住民の方々が前のお住まいから移動せざるを得ない中で、やはり町の形が、姿が変わるわけですよ。ですから、新たなこの行政区なり、新たなコミュニティづくりの中でこの辺の町内全体の維持管理を考えていかなければならないというようなことをございますので、町としても当然いろいろ工夫しなければならない。あるいは、行政区長さん初め、課内の皆さんともどういうふうな機能分担あるべきか、その辺をご指摘のように、再構築に向けてじっくりと話し合いを進めていかなければならないなど、そんな思いでこの問題については考えているところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。町長もね、そういう認識を持っておられるので、これをいち早く、やはりかなえてというか、皆さんで協議して、方向性をしっかりと決めて、こんな方向でやっていけば将来的にも大丈夫なんだろうなというような方向性を示して、早くいただきたいと思います。

それでは、最終、3点目に入ります。

議会との対応ですけれども、先ほどからお話ししている部分でも、そういう、私と言わんこと出ているわけですが、これまでもやはり本来なら議員であれば当然知らなければならないことが町民の方から訴えられたり、または新聞で知ったり、報道機関のテレビ番組等で知ったり、そんなことがほんと多々ありました。町長は本当にその時々

で真摯な対応に心がけると言われてきて、それが本当であれば、その辺も私が同じような質問をすることもなかったわけですよ。それがこの前の、議会前の全協でしたかの席でも、簡単に言えば交流センター、ここから外すというようなことで、突如言われました。それに対してどういう過程を経てそういうふうになったんですかというようなお話があったときに、そういう話し合いをしましたという話はあったんですけど、具体的にどうでしたかと言われたら、それに対してもしっかりとした回答がない。

やはり、町長の言葉って私はすごく重いと思うんですよ。ですから、話されたことにしっかりと責任を持って、やっぱりそれに当たっていかないと、議会の理解を得られたと言いますけれども、議員だってやっぱりできるだけ早く物事を進めたいんです、こういうときは。それで、町長の説明を聞いて、決めました、でも事実、中身が嘘とは言わないけれども、説明が少し足りなかった、違ったというのがあるがためにこういうふうにならざるを得ない部分、また前回の、私ミスマッチと言いましたけれども、何度も調査しながらああいうふうに変わっていくわけですよ。この辺に本当に意を用いないと町長ね、何度も繰り返すので、議会に対する対応というのをもう少し慎重にというか、真剣に取り組んでいかないと、ますます私はこの町が危うくなるのかなと思いますので、これまでの町長ね、発言に対して、自分で本当に間違っていないのか、発言したとおり行動してきたのか、その辺まず1つ、もう一度確認をしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。3点目の議会との対応についてというふうな中での、これまでの対応についてということでございますけれども、これも先ほどお答えしたとおりでございます。多少至らない点がこれまでであったかもしれませんが、議会と執行部の情報共有なり、住民の方への情報提供のあり方、十分留意しながらと、これは私だけじゃなくて職員含めて、町の執行部として、全体として情報管理もしっかりしながら、そごのない形を確保していかなければならないなというふうに考えているところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。ぜひ、そのようにお願いしたいものです。先ほどの4,000人も人口流出ですけど、やはりここに全てつながっているということを町長しっかりとやっぱり自覚してほしいですね。やはり、町長は、町長はでなくてこれは当たり前前の話ですけど、やっぱり執行部と議会は、やはり両輪ですよ。その両輪がしっかり同じ方向で行かなければ、それはやっぱりとどまってしまったり、曲がってしまったりするわけですよ。そういうところに本当に意を用いて、やっぱりしっかりとした舵取りをやってほしいなというような思いであります。

本当に、私最後になりますけれども、これまでの大きな、大事な物事を決めるときに、何度も同じことを言っていますからね、あれですけど、危険区域の区域の指定にしても、やはり余りにも拙速だったなど。当然、各社新聞の記者書きましたよ、あの時はね。ああいうことを本当に肝に銘じて、ああいうことはやっぱりちょっと、早くやろうと思って進めたけど間違ってたかなというような、そういう反省が1つもなければ、また同じこと繰り返します。そういうことを指摘して、私の一般質問を終わります。

副議長（後藤正幸君）9番岩佐 豊君の質問を終わります。

---

副議長（後藤正幸君）この際、暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

午前11時00分 休 憩

---

午前11時10分 再開

副議長（後藤正幸君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

副議長（後藤正幸君）11番伊藤隆幸君の質問を許します。伊藤隆幸君登壇願います。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。平成27年第3回山元町議会定例会において、子育て支援と定住促進対策について一般質問を行います。

本格的な少子高齢化に伴う人口減少は平成26年5月に日本創生会議が公表した2040年の人口推計結果では、山元町を含む896という自治体が消滅しかねないと発表されました。自治体の存続が難しくなる消滅可能性都市に分類され、減少を続ける若年・女性人口予測から導き出された衝撃のデータであります。人口減少と少子高齢化が進行する中でも、持続可能な町政運営に向け、本町の施策について伺います。

まず1点目でございますが、若者が出会う場の機会はどのように設けるかについて伺います。

2点目、紹介者に対して報奨金制度は考えられないかについて質問いたします。

3点目、我が町の定住促進・子育て支援の充実の内容等はいかに県内外に広めていくかについて伺います。

4点目、定住者はその後の職業の心配があると思われれます。その定住のサポートをどのようにしていくかについて質問します。

5点目、シングルマザーの定住を積極的に受け入れてはどうかについて。

以上、5点について伺います。

副議長（後藤正幸君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。伊藤隆幸議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、子育て支援・定住促進対策についての1点目、若者の出会いの場についてですが、他の自治体において独身男女の出会いの場創出のため、さまざまな婚活イベントが実施されている中、今年度の新たな取り組みとして本町においても婚活事業を行うこととしております。当初、他の自治体同様、婚活イベントの開催実績がある民間企業への委託による婚活パーティ等の開催を検討しておりましたが、本町の婚活事業については継続性のある事業として進めることが必要であると考え、事業の再構築を進めてきたところであります。このような中、地元で活動している若者グループが企画した恋活バス事業や、農業生産法人株式会社JRAが企画した夜のイチゴ狩りが開催されるなど、民間独自の新たな婚活につながるイベントも動き始めていたことから、このような民間団体と行政の連携による新たな婚活事業の可能性を見出すべく、地元で活動している若者や町内企業に勤務する独身男女が中心となって構成する婚活企画チームを立ち上げ、この新たな組織がイベントの企画や立案を行い、公民連携による婚活事業を実行する仕組みづくりを構築しているところであります。

なお、現在は、魅力ある婚活イベントの実施に向け、婚活企画チームの支援を行っているところであり、先月にはNPO法人JRAに婚活イベントの開催を含めたマネジメント業務を発注しており、今年度内には2回の婚活イベントの開催を予定しているところであります。

次に、2点目、紹介者に対して報奨金制度等は考えられないのかについてですが、他

の自治体においては結婚推進委員や婚活コーディネーターと呼ばれる婚活サポーターを委嘱し、結婚や定住促進につながる仲人や助言等の活動に対し、報奨金をお支払する制度など、各自治体さまざまな婚活事業の推進を図っているところであります。

本町においても、このような取り組みに関する先行自治体の事例や実績なども参考にしながら、新たな婚活事業についても引き続き検討してまいります。

次に、3点目、我が町の子育て支援、定住促進の内容の充実等をいかに県内外に広めていくのかについてですが、子育て支援・定住促進の情報発信の取り組みについては、マスコミやホームページの積極的な活用が重要であると考えております。具体的には、各事業の実施時において、マスコミ各社に取材協力を依頼し、情報発信に努めるとともに、町ホームページでの情報発信については、子育てに関する全ての情報を集約した子育て応援お役立ち情報を今年度新たに設け、子育てに関する制度や子育て団体の活動状況など、常に子育て世代が求める新しい情報が発信できるよう努めているところであります。

また、今年4月から制度の拡充を行いました山元町定住促進事業の周知については、ホームページへの掲載や町内外の宅地建物取引業者、県内住宅展示場、住宅メーカー及び大都市圏など、他地域からの移住や定住を促進するため、県がことし7月に開催したみやぎ移住サポートセンターの相談窓口にもパンフレットを設置し、制度の周知を図っているところであります。

さらに、今後は、宅地建物取引業者などに対し、制度内容の説明に伺うなど、積極的なPR活動に努め、山元町定住促進事業の周知を図ってまいります。

次に、4点目、定住後の職業のサポートをどのようにしているかについてですが、現在、ハローワークによる毎月の職業相談、職業紹介の場を設定しているほか、出張ハローワーク等の就職面談の機会を設け、就業機会の支援を行っているところであります。

また、間もなく操業される町内事業者等による事業拡張や新市街地への進出が決定した株式会社キクチ、株式会社薬王堂、株式会社ローソンでの雇用、また、イチゴ農家等でのパートタイム作業など、一定の雇用機会が見込まれることから、定住される家族も含め、町内就業について積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、5点目、シングルマザーの定住を積極的に受け入れてはどうかについてですが、山元町定住促進事業は新婚世帯、子育て世帯、新規転入者を対象として実施しております。このため、シングルマザーの方は高校生までの子供を扶養していることが要件である子育て世帯に該当すると考えておりますので、山元町定住促進事業補助金を積極的に活用していただき、本町に定住していただければと考えております。

子育て支援、定住促進対策のさらなる支援策については、関係課・室の女性職員及び子育て世代の職員を中心とする子育て支援・定住促進プロジェクトチームで今後とも引き続き検討を重ねてまいります。以上でございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。ただいまの町長答弁で、子育て支援・定住促進対策については我々総務常任委員会の子育て日本一の町を掲げている島根県邑南町を視察してまいりました。邑南町というのは中山間地であって、そのほとんどは100メートルから600メートルぐらいの地形であります。降雨量も山元町とは比較にならないほど夏から秋にかけてかなりの部分で台風の被害も多く見られます。担当者の説明ではさまざまな分析を行い、日本一の子育て村を目指すことで、その結果、首長がアドバルーン的に発信し

たそうです。マスコミの注目により、そういうことが大きく取り上げられ、5分の説明よりも30秒のコマーシャルのほうが効果絶大であります。住みやすさからいえば我が山元町が、個人、皆さんもそう思っていますけれども、島根県の雪も多く、そして台風の被害も受けるような町よりも気候温暖、かつて震災でちょっとダメージ受けましたけれども、それを取り除けばこないところはないです。私もいろいろ視察でもって各地を訪問させていただきましたけれども、2、3日も過ぎれば「早く山元町に帰って」というような、それが実感であります。（「伊藤さん、質問してください」の声あり）子育て・定住促進に対しては官民一体となり、さらなる支援策については今後ともマスコミ各社の取材協力を得ながら、情報発信に努め、積極的なPR活動を行うことで本町の施策充実を発信するように求めます。その辺の考え方についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろんな意味でこの山元町を知ってもらうということが大変重要でございます。先ほどの岩佐議員からもございましたけれども、まさに自治体は地域間競争でございますので、いかに特化できるか、あるいは他の自治体との差を、いわゆる差別化をできるかということが、これが肝要でございますので、そういうふうな意味におきまして、この子育て支援なり、コンパクトシティの理念を取り入れた新しいまちづくりにしましても、いろんな形で内外に関心を寄せてもらうということが重要でございますので、引き続きマスコミ対応、対策、そしてまた、今あえてご紹介申し上げたいのは、今復興事業でさまざまなゼネコンさんを初めとする復興関係の業務に携わってもらっている、あるいは、例えば戸花山の桜の植栽ですね、これも某証券会社といいますか、金融関係といいますか、そういう大きな企業さんなどもご支援もらっているんですけども、今いっぱい社員を抱えていらっしゃる、そしてまた系列の会社なども有していると、社内報なども出しているわけでございますね、そういうところにも私はお会いした際にはぜひ山元町、いろんな意味でご紹介していただけるとありがたいですねという話などもしております、私も期待を持ってそういう社内報の掲載なども心待ちにしているところでございます。

いずれにしても、マスコミの力、絶大なるものがございますので、これは私だけじゃなくて、やはりここに同席されている各課・室長も十分その辺わかっているはずでございますので、マスコミの活用によつての山元町のPR、とりわけ子育て・定住促進施策についてもこの山元町頑張っているということ、新市街地の、特に山下の子育て拠点施設の整備と相まってのPRを大いにしていきたいなというふうに思います。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。町長の今の答弁で、子育てにかける思い、そして定住促進にかける思い、大分理解しました。終わります。

副議長（後藤正幸君）11番伊藤隆幸君の質問を終わります。

---

副議長（後藤正幸君）6番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。平成27年第3回山元町議会定例会に当たりまして、私は以下3件の質問を行い、町長の所見を求めるものでございます。

1点目は、被災者支援の充実についてであります。

被災者の生活が元に戻るまで、あらゆる対応を図り、隅々にわたりきめ細かな支援策が求められておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、財政支援の拡充で、支援の目的に沿い、対象となり得る全ての対象者に対

応を図らりたい。

2点目は、仮設住宅の集約の対応についてであります。

2件目の質問であります。

(仮称)地域交流センターの整備についてであります。

今定例会の町長説明で、(仮称)地域交流センターの進捗状況について、先月28日に設計業務が決定し、現在は基本設計に取り組んでいるとしておりますが、この間の取り組みの経緯と今後の対応についてお伺いいたします。

3件目の質問であります。

政策提言書提出の取り扱いについてであります。

平成26年第2回山元町議会定例会での山元町一般会計補正予算に係る町長に対し議員8名から提出の合った政策提言書について、これまでの審議経過等を踏まえ、重要な政策決定に至った資料であるとの判断から、議会として政策提言書の提出を求めるとしましたが、いまだに提出されておられません。この間、情報公開の開示請求等も行いながら、引き続き政策提言書の提出を求めています。これまでの経緯についてその時々の問題点も明確に示され、今後の対応について伺うものであります。

以上3件を一般質問といたします。

副議長(後藤正幸君) 町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、被災者支援の充実についての1点目、財政支援の拡充による全ての対象者への対応についてですが、被災者全体の支援として被災者生活再建支援制度における支援金のほか、住家被害や人的被害の程度に応じて支給される山元町災害義捐金が支給されているところであります。また、町では復興基金交付金を活用した津波被災住宅再建支援制度により、津波による甚大な被害を受けた方や、災害危険区域以外であっても津波の浸水被害を受けた方、丘通りで被災し、新市街地に移転される方、磯地区、中浜地区の長期避難世帯に指定された方など、さまざまな方に対し被害の程度に応じてきめ細かく支援をしてまいりました。

さらには、今回これまで補助のなかった第1種、2種災害危険区域で現地修繕された方や丘通りで被災し新市街地以外に再建される方にも支援を拡大することとしております。

町としましては、今回の支援対象者の拡大によって、復興基金交付金の使途の制限、制約や残額などのさまざまな条件の中で、可能な限り多くの被災者に対して支援を行うことになるものと考えております。

次に、2点目、仮設住宅の集約化の対応についてですが、応急仮設住宅の状況は災害公営住宅への転居や自宅の再建が進み、7月末現在の入居率は平均で約36パーセントと空き部屋が増加しており、自治機能や防犯機能の低下、施設の老朽化、孤立感の増幅など、さまざまな課題、懸案が浮上してきております。その中でも復興事業や自宅再建の遅れから仮設住宅供与の特定延長が適用され、今後も仮設住宅にとどまらざるを得ない方々もおおいでになります。

町としましては、このような状況を踏まえ、庁内の横断的な組織である仮設住宅管理集約に関する検討会において集約に係る検討を重ねており、震災復興本部会においても協議しているところであります。

集約化を行うことは、自治機能やコミュニティの立て直しを図ることができる一方で、仮設住宅間での移転そのものが住民の方々にとっての精神的、身体的な負担を与えるのではないかとも思慮されることから、住民の方々のご意見を伺い、丁寧な対応を図った上で、町としての方針をお示ししたいと考えております。

次に、大綱第2、(仮称)地域交流センター整備の取り組みの経緯と今後の対応についてですが、当センターは災害時には防災拠点、また平常時には地域交流拠点としての機能を有する施設として新山下周辺地区及び新坂元駅周辺地区に整備を計画しているものであります。

当センターは、それぞれの目的ごとに別個の建物として設置することも可能ですが、両者の利便性向上や建設コストの削減、さらには維持管理の効率化等に重点を置き、防災対策として機能する津波防災拠点施設と地域活力復興の活動拠点とする津波復興拠点支援施設を合築し、整備する予定のものであります。

当センターの整備に向けた取り組みとしては、震災後新たに津波復興拠点整備事業が創設され、公共施設等整備の補助メニューが充実されたことから、復興まちづくりのより効果的な実施に生かすべく、CM業務を活用してブロックプランを作成し、平成25年度に復興交付金の決定を受けております。その後、平成26年度に管理のあり方等の検討を行い、現在は基本設計及び実施設計に着手しているところであります。平成25年度のブロックプランの作成段階では、浜通り行政区の居住者やJR利用者等の避難人数を推計すると同時に、所要面積や諸室の配置等を検討し、町議会の皆様には平成26年2月の産建教育常任委員会において報告するとともに、同年11月には両地区のまちづくり協議会の皆様に対し基本的な内容をご説明申し上げてきたところであります。また、管理のあり方等の検討にこれまで時間を要しておりましたが、屋内外備蓄倉庫等の災害対策機能と文化研修ホール等の交流機能を明確に区分しながら、運営方法の面では子供から高齢者まで誰もが利用しやすい施設に、また維持管理の面では極力将来世代に負担を残すことのない施設になるよう、引き続き検討しているものであります。

なお、坂元地区に整備し、支所機能を移転する予定の当センターについては、去る7月23日に地域の方々との意見交換の場として住民懇談会を開催し、さまざまなご意見をいただいたところであります。

今後とも皆様方のご意見等を頂戴しながら、平成29年度の供用開始に向けた整備を進めてまいります。

次に、大綱第3、政策提言書提出の取り扱いについてですが、当該提言は、私個人に対して提言されたものであり、町としては政策提言書なるものを収受もしておりませんし、組織的にも用いておりません。このような点において、情報公開条例第2条で定義される実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施期間が保有しているものには該当しないことから、町が保有する情報には当たらないと判断したところであり、議長名で提出された当該政策提言書に係る情報公開請求については、情報公開条例第7条第1項の規定に基づき情報不存在として通知を申し上げた次第であります。

その後、町からの情報不存在との通知に対し、議長名で不服申し立てがなされたところであります。本来、不服申し立てを受け付けた場合における実施機関としての事務取扱に当たっては、手続き上速やかに情報公開審査会に対して審査を求めた上で、審査会からの答申を受け、その答申に基づき適切に対応すべきものであります。

しかしながら、町においては制度発足以来不服審査請求案件もなく今日に至ったこと及び東日本大震災後の1日も早い被災者の方々の生活再建及び町の復興再生に向けた震災復興業務を担当するマンパワーの確保の必要性に加え、新市街地の行政区問題対応等に忙殺され、常設であるべき委員の任期切れ状態にあることに気づかないまま日々を重ねてしまいました。その後、議会からの催促を受け、改めて審査会の開催に向け仙台弁護士会等からの委員推薦を待って、5名の先生方を委員にご委嘱申し上げ、当該不服申し立てに関する審査をお願いしたところであります。この間、相当の時間を費やしてしまったことで、大変ご心配をおかけし、改めてお詫び申し上げる次第であります。

今後は、こうしたことのないよう、要所、要所で足元の事務を見つめ直すなどしながら、職員の注意を喚起してまいる所存であります。

なお、不服申し立てに係る本案件の今後の対応については、現在審査会で審議継続中でありますので、今後答申を受け次第、不服申し立てに対する決定をまいります。以上でございます。

副議長（後藤正幸君）この際、暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前11時43分 休憩

---

午後 1時00分 再開

副議長（後藤正幸君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の質疑について質問をさせていただきます。

1点目の質問につきましては、財政支援の拡充で、支援の目的に沿い対象となり得る全ての対象者に対応をとということですが、まず最初に確認しておきたいのは、追加支援の支援総額とそれぞれの対象者どのようになっているのかお伺いいたします。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。追加支援の内容ということでございます。

まず、第1点目といたしまして、災害危険区域の第1種、第2種の現地再建された方への支援として、生活支援金補助100万円でございますが、こちらのほうの対象者の規模といたしましては、1種、2種合わせまして71戸、71世帯に対しまして100万円ということで、こちらのほう7,100万円の予定となっております。

その次に、津波浸水区域以外の丘通りの方に対する補助といたしまして、全壊及び大規模半壊の方々に対しての補助といったところでございますが、こちらのほうにつきましては、全壊の方につきましては50万円の単価でございまして、49世帯、大規模半壊の世帯につきましては25万円の単価で59世帯となっております。

また、第三種の災害危険区域で現地再建をされた方に対する住宅建築補助といたしまして、1軒当たり100万円の単価で計画をしております。こちらのほうにつきましては、100万円掛ける518世帯といったところとなっております。総額5億1,800万円となっております。

また、災害公営住宅に入居できない方に限定しました住宅の解体補助といったところで検討を進めておりましたが、今回の補正のほうにはちょっと見合わせております。こちらのほうにつきましては、当初3世帯ほど予定があるんじゃないかということであったわけなんです。災害公営住宅の入居基準について再度現課のほうと確認したところ、入居に係りまして住宅困窮という解釈において早急に解体しなくても入居可能という判

断もございましたので、こちらのほうにつきましては緊急性がなくなったということもあったものですから、再度条件等について検討をちょっと加えまして、今後12月もしくは年度内の中で再度検討していきたいということで、今回の補正の中には加えておりませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今上げられた対象者への数の根拠は何に基づいた数字になっているのかお伺ひいたします。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。こちらのほうの根拠といたしましては、意向確認の際に希望をとった数字をもとに計算してございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その意向確認をした時期はいつですか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。済みません、ちょっと意向確認の時期について、ちょっと手持ちがございませんので、ちょっとお時間をいただければと思ひます。大変申しわけありません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その後でというか、まずどうしても確認しなくてはならないときに、確認までそろえておいていただければと思ひます。

次に、非常にこの数字というのは正確な数字になっているかどうかということで、非常に重いものであるということだけは指摘しておきます。

次に、具体的な中身に入りたいと思ひます。第1種、第2種災害危険区域での現地修繕、先ほど70軒というような話がありましたが、100万円ですね、これは現地で修繕した世帯全てが対象ということで受けとめていいものかどうかお伺ひいたします。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。第1種、第2種の生活支援金でございませうか。震災前の住宅を修繕した世帯全部を対象としてございませう。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その際、この間何回か取り上げているんですが、具体的な形として、災害区域指定、1種から1種、中古住宅を買って再建したと、もう早々ですね、その方はこの制度の対象となっているのかどうか確認します。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。1種から1種の移転ということでございませうが、こちらのほうにつきましては、町のほうで移転を促進するという考え方からこの制度のほうでの対象とはなつてございませう。以上でございませう。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この例につきましては、さらに私災害危険区域指定前にもう既に町からの確認のもとにそうした行為をして、いち早く現地再建したという事例なんですが、そして、この件につきましては、何回も町との交渉を重ねているようですが、いまだその回答というか、今のような回答で終わっているというケースなんですが、町長この件についてどう思ひますか。と言ひますのは、その制度が決まる前に、しかもその前に具体的に役場と相談しながら対応して、いいですよということで中古の住宅を買って、そして修繕をしたと、そして現地再建というようなことで至っているんですが、このようなケース、町長の考えはいかがでございませうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。このケースにつきましては、遠藤議員なり当事者の方々ですね、ご一緒に来られての、いろいろとのやり取りをさせていただいた結果がございませうけれども、町としてはその辺の事実確認なり、町としての最終的な支援の対象範囲というものを確定していない段階での話じゃないのかなというふうにも受けてとめられる部分がございませうので、町としては担当課長が言つたように、あくまでも1種にお住まいだつ

た方が移転する場合には1種区域から安全な地域に移転をしていただいた場合という  
ようなことで、一定の限定した形での支援というふうなことで整理をさせていただいて  
いるというようなことをございますので、大変申しわけありませんけれども、これにつ  
いては対象外というようなことで取り扱ってきているというような状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これは町長の特段のどこにでもある当町長が認めるものという  
ような対象にもなるものではないかと考えています。まあしかし、この辺、ここで余り  
時間も使ってられないので、この件については疑問というか、さらに引き続きこのこ  
とについては追及していきたいと。まさに事実に基づいてこれは引き続き求めていき  
たいというふうに考えております。

次に、丘通りへの支援についてなんですが、これまたちょっと特異な事例といえます  
か、あったかどうかというのは別にして、丘通りから3種区域、1種、2種じゃなくて  
3種区域に家を購入、あるいは家を建てた場合、その対象になるのかどうか確認します。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。丘通りの方が3種区域内に移転をした場合に、こち  
らの50万、25万というものが対象になるかというようなお話かと思いますが、こち  
らのほうにつきましては、町内移転者でありましても、一応50万、25万の対象とは  
してございます。（「しているということ」の声あり）しております。（「いるのね」の声  
あり）はい。（「はい、わかりました」の声あり）

6番（遠藤龍之君）はい、議長。3種区域で100万ですね、新築、増改築、修繕した方、先ほ  
ど510何軒と言いましたが、これ現地で再建した全ての人が対象というふうに見てい  
いのかどうか確認します。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。数の集計上は現地再建という形の方につきましては  
一旦518軒の中にカウントしてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そこで先ほどその数の正確性を確認したかったわけなんです  
が、いつの時期の意向確認の数字になっているかね。ここ、だから先ほど重要だということ  
を指摘しておきました。いろいろその後変わっているかもわかりません。いろいろ動い  
てね。やっぱりその辺のことがこの全体のあれでは確認したかったわけですが、その辺  
の数字が出てこないということではこれ以上の正確な回答というのは得られないのかな  
ということが確認できました。

この支援の目的に沿えば、あるいはこのそういった条件に合った人は全て対象になら  
なければならないというのがこの支援の目的だというふうにとめております。その  
際、この我々も報告受けました、拡充の検討についてという報告を受けているわけ  
ですが、これが実際実施する、そして今回もう既に予算がついているということになれば、  
その根拠になるものが当然あるはずなんです、その根拠となるものがあるのかどうか  
お伺いいたします。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。こちらの補助金を実施するための補助要項という  
ような形かと思いますが、こちらのほうの要項につきましては、法令審査会を通しまし  
て要項のほうの準備はできてございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それは、今我々は例えば、よくホームページとか何とかよく  
情報はそこで何でもありますよというのを聞いているわけですが、今現在その、入っ  
ているんでしょうか、その例えばこの例規集。あるいはインターネットで、ホームペ  
ージですか、山元町の、そこにはちゃんと記載されているんでしょうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。こちらのほうの要項なんですけど、まだホームページ上で閲覧できるような状況にはなってございません。今月の頭ぐらいの法令審査会のほうでかけているというような状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、私たちが何をもって判断すればいいのかということになるわけですが、きょうのこの件に対しての、我々はどこに根拠を持って確認すればいいのかというのがないんですよ。そういう形で予算をここに出されるというのはいかがなものなのか。先ほど来出ていますね、十分説明した、説明不足と言ったようなこともありました。この内容については非常にいいことなんです。しかしながら、心配するのは落ちこぼれが出てくるのではないかという懸念、心配があって私は質問しているんですが、そしてそれを確認するためには、そういった根拠となるものが必要であるというふうになるわけですが、それがないということでは、私たちは果たしてこのいい予算を通していいものかどうかというのは、と言いますのは、議会議決してしまいますと、町長先ほど言うように、これ議会の皆さんに認めてもらったと、何文句あるんだというような議論の展開になるということ、この点については厳しく指摘しておきます。そして、この件につきましては要項を示していただきます。今ここでなくてもいいです。時間もあるしね、皆さんの都合もあるから、全てと言いません、私にください。それを約束していただいて、この件につきましては補正でも提案されているということでもありますので、それに間に合うように提出していただければということをお求めおきます。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。済みません、先ほど法令審査会にかけた月を今月とちょっとお話しをしてしまいました、先月の間違いでございます。こちらのほうについては訂正させていただきたいと思っております。（「事実を言っているからねここで。調べればわかるんだから、そういうこと」の声あり）

それと、今回補正予算のほうにこちらのほうの関連予算は議決、補正予算として計上させていただいておりますので、そちらの2点セットになって初めて施行できるというような形になってございます。大変失礼いたしました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましてはいずれまた改めて確認させていただきたいと思っております。

次に、仮設住宅の件についてなんですけど、これにつきましては、仮設管理検討会、それから震災復興本部会議で確認して協議をしているという先ほどの説明でありましたが、それぞれの会議何回開かれて、どのような検討がなされたのか確認します。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。本部会議につきましては、2回ほど提案をさせていただいております。5月18日と8月19日の2回になります。まずは本部会議は2回でございます。

それから、検討会の部分につきましては、昨年度から行っておりまして、十数回というようなことで、ちょっと資料を調べればわかりますが、10回以上開催させていただいているという状況でございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そしてこの仮設集約化については、そういった経過を踏んで、そしてある程度結論を出して、我々に報告ということだったわけですが、それが8月21日の特別委員会で報告されることになっていたのが報告されなかったわけですが、その辺の背景についてお伺いいたします。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。本部会の協議の中身というようなことだと思うんですけども、1回目につきましては集約化の検討の必要性、あるいは集約に向けての考え方について、庁内で共通認識を図るというようなことで行いました。2回目におきまして、たたき台的に被災者支援室でつくりました集約化の計画案ですね、そういったものなんかを提示したところでございましたけれども、やはり協議いただきました結果、住民等の方々との十分な対話を踏まえた上で、もう少し熟度を上げた計画案を示すというふうなことが必要ではないかと。その関係から今般の特別委員会のほうには上げさせていただかなかったというような経緯ございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺の経緯についても、どれだけその検討して、検討した結果、それでオーケーということと提案しようということになっているのか、そのどこの段階でだめになったのか。今、こんなこと言っていると……、この辺についても大きな疑問を、決定を出す際についての会議のあり方、検討のあり方、そのことについて大きな疑問、懸念を持っているということを伝えておきます。

そして、その検討の中身で、そのリカバリー計画、この件についてはどのような検討をしてきているのかお伺いしたいです。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。リカバリー計画につきましては、なかなか退去のできない方につきましていろいろ課題等を抱えるという関係から、各課連携のもと再建案というふうなものをこういう住民とともに一緒に組み立てていこうというふうなものでございますけれども、これにつきましては、これまで3月議会等では160件というふうな方々、160件ですか、確かそのような数字でもって、そういった方々出てくるのではないのかな、発生するのではないのかなというふうなものの持ち方しておりましたが、今年度になりまして4次募集とか何か行うに当たりまして、これまで連絡がとれなかった方とか、こういった再建未定というふうになっている方々につきまして、全て連絡をつけていろいろと再建の状況なり何なりを直に再建者の方々にお聞きしたというふうなことがあります、かなり絞り込み、リカバリー計画のカルテという絞り込みをさせていただいております。そういったものの中で、再建というふうなものがだんだん、だんだん、その再建の見通しというふうなものが被災者の方々立ってきているという状況になっています。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺の検討というのは、本当に山元町の場合特に、もうこの間も何回もその報告受けているわけですが、事業計画が相当遅れている。そういうところでもって、今もう本当に最後の最後と言いますかね、仮設に住んでいる方、いろんな意味でその窮状の中にあるということと十分に理解して、この対応を図ることを求めておきます。これもまた別な形で今後も改めて確認したいと思います。

次に、2件目の地域交流センターの整備についてお伺いいたします。

まず、この地域交流センター整備について、設計業者が決定、基本設計に取り組んでいると、現在ですね。とりあえずこの設計業者についてお伺いいたします。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

山下と坂元と2カ所予定してございますが、山下地区につきましては株式会社山下設計東北支社でございます。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。坂元地区につきましては株式会社日立設計東北支社でございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その前に私たち、ブロックプランというものを1年前に示されているわけですが、この作成者はオオバというふうな報告を受けているわけですが、そういうことでよろしいでしょうか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。当初のブロックプランにつきましてはオオバのほうで作成しております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、今回計画されている、今設計業者伺いましたが、これとこれの関係についての背景といいますかね、どのような引き継ぎというか、協議というか、こっちからこっちに移るといふことでは、どのように我々は理解すればいいのかお伺いいたします。これとこれの関係ですね。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。当初のブロックプランにつきましては、国から復興交付金を受けるために、建物の面積ですとかというのを提示するためにつくらせていただいたというものでございます。それに基づきまして復興庁のほうから交付金認めていただきました。その次に基本設計、さらに実施設計という段階において営繕さんのほうに引き継ぎということで行われているところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。内容的にはどのように変わっているのかお伺いいたします。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

山下地区につきましては、基本的には建物の面積、諸室、そういったところが今調整室から回答申し上げたとおり、補助金をもらうに当たってのものがブロックプランだというふうなことです。その規模観について、一旦スリム化を図ると。実施に向けて実際どのくらい面積が必要なのかというふうな視点で精査したところが、今議員さんがお手元にお持ちの基本プランといいますか、そちらのほうに変わりましたということです。

具体的には、面積で申しますと山下地区がもともとのブロックプランでは4,860平米だったんですが、今回の基本プランにつきましては4,037平米ということで、2割弱の面積を圧縮させていただきました。以上になります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ごめん、今山下に集中して、坂元はあとの次いくから。

そして、次に、どういった理由でこっちからこっちに移るときに面積減ったと。その減らした理由についてお伺いいたします。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。面積を変更したというふうな理由につきましては、より実際に整備をするというふうな視点で物事を再度建築営繕というふうな立場から考えたときに、面積が若干、もっとスリム化できるんじゃないかと。その理由につきましては、町長の答弁にもありましたが、面積が余り大きいと、維持管理も含めて将来的な負担が予想されるだろうというふうなところもあったものですから、極力維持管理費を抑制するというふうな視点で、面積を小さくするような方向で検討したということが理由でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それでも大きいんではないかと思って聞くんですが、今度具体的に、現在の中央公民館と、ここに示されている復興防災拠点施設、この関係をどう受けとめればいいのか、理解すればいいのかお伺いいたします。町長か。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お答えいたします。

現在、教育委員会、生涯学習課で中央公民館等所掌させていただいておりますけれども、基本的には中央公民館が今後この町の中央公民館、その名のとおりの役割を果たす

べくというふうを考えておるところでございます。

一方で、新市街地に今お話しの方災拠点、地域交流センター、これについてはいわゆる一義的には方災拠点施設というふうなことになるわけですがけれども、平常時の場合においてもせつかくの施設でございますので、そのままというわけにはもったいない部分がございますので、その部分については、これは仮の話ですがけれども、例えば中央公民館の分館とか、そういった形で、特に駅前の方地条件などを勘案しながら、町民の皆様を活用していただくというふうな観点で現在考えておるところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。現在の両施設、坂元と中央の方施設の利用状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。坂元支所につきましては、昨年度、26年度954件、1万4,541名の利用がございます。中央公民館につきましては、昨年度、4万5,228名の利用がございます。以上です。（「ついでに1日平均。いいわ、いいわ、決算資料に載ってるんだ、ちゃんと」の声あり）

6番（遠藤龍之君）はい、議長。中央公民館で1日4件、人数で126人、坂公で2.7件で56.8ですね。じゃあ、この地域交流センターの通常の利用状況についてはどのように想定しているかお伺いします。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。特別委員会でお渡しした基本プラン、その中に通常の方施設管理というふうなところを掲げさせていただいております。方災機能という部分と、あとは交流機能ということで、大きくは危機管理というふうな部分については、例えば消防団の詰所であったり、あるいは方災備蓄倉庫というふうな使い方を想定してございます。

また、生涯学習課の部分については、生涯学習課長のほうから答弁よろしいでしょうか。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。新たに設置します地域交流センターの方今後の利用の見込みにつきましては、今現在のところ検討中というふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長、そういうことでいいですか。立派にもう面積等々決まっているんですよ。利用状況はこれから検討するの。検討しないままこういう施設できているんですか、町長。その辺の方経緯について町長の考えを伺います。町長に聞いているんですよ、議長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。個別、具体の方案件でございますので、それぞれ担当から、室長からお答えさせていただきます。（「個別、具体じゃありません。もう報告受けてるんでしょう」の声あり）町長が全て掌握しているわけではございませんので。（「検討会議とか等々で、何かそういう経緯を経てこれを出しているんですから」の声あり）しっかりした回答はそちらのほうから回答させていただきます。（「私は町長に答弁を求めます」の声あり）

副議長（後藤正幸君）町長、明確にお答え願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長が答えられないんだらば、引き続き別の、移ります。移りますというよりも、さらなる確認を求めます。

交流機能、これ私から説明すると私の時間とられるんだよな。会議室、今の中央公民館の方階で130平米ですよ、1つ。こっちの方交流機能、山下のほうね、会議室300平米が1つ、75平米が2つ、さらに和室75平米が2つ、総計すると450平米くらい

になるのかな。それに対して中央公民館は130,978平米、会議室ですよ、という状況になっているんですよ。これは当然町長報告受けてるから確認していると思いますが、この違い、先ほど教育長はこっちのほうを分館と、平常でね、分館としての位置づけという話があるんですが、その辺も含めて町長いかがですか。この辺のこの違いについて。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来から言っていますように、個別、具体的な案件につきましては、それぞれ分担してやっておりますので、一つ一つ私からお答えしなくてもわかるようなご説明を申し上げたいというふうに思います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。私のほうからは、その私が承知している部分で、いわゆる先ほど申し上げましたように、中央公民館は中央公民館の位置づけというふうに考えてございます。それから、先ほど申し上げましたように、第一義的に防災拠点施設と、それが今後いつまでも防災拠点施設という名前か、あるいは今仮に何々地域交流センターというふうな名称でより平時に利用していただくというようなコンセプトで考えておるわけでございますけれども、当初の面積そのものは、いわゆる山下地区、坂元地区それぞれの、その地域における避難者数、そこから割り出した面積というふうに私どもは承知をしているところでございます。それに基づいた面積を引き継いで教育委員会は教育委員会の今後の交流の部分の役割を担っていくという考え方でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。素直に聞きます。そういうことでも、先ほど、その前に、教育長、検討するところで、この施設つくるので、根拠が、当然、そして今根拠はその災害時のということなんですが、そっちからぶくっていいものかどうかということもあるんですが、それ平常時にね、という、まあそれは疑問にとどめておきます。利用状況については把握していないと、まだ検討していないという現時点での答え、とあわせて言いますと、その根拠についてですね、今確かに言いました。じゃあ避難対象地域、避難者をどのように想定しているのかお伺いいたします。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。施設規模につきましては、防災機能としての必要となる避難施設の面積というものがベースになっております。まずその必要となる避難施設というのは、災害時に必要となる避難室ですとか、医務室、それと炊き出し室、備蓄庫、消防団施設などでありまして、これら居室につきましては、平常時には会議室ですとかホール、調理室などを地域交流施設として活用することというふうに考えております。

この災害時にはこういった会議室ですとかホールが避難室になるということで、今想定しているところでございます。

その避難室の面積につきましては、浸水区域居住者数、それとJR常磐線の乗客数、漁業者、海岸利用者などを帰宅困難者として避難人数を想定しまして、その人数から算出した避難室の面積、それを求めております。これに備蓄庫ですとか、消防団施設などの居室面積、あとトイレですとかエレベーター、廊下などの共有面積を加えたものが施設全体の面積ということで今考えているというところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それを知った上での今の質問だったんですけど、その避難対象地域、あるいは避難者数をどのように想定しているのかというのが今の私の質問でした。いかがでしょうか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。町全体を2つに分けて、山下、そして坂元とい

うことで分けております。山下につきましては、合計の避難者数としては2,063人というふうに見込んでおります。以上でよろしいでしょうか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。2,063人という、かなり多い数字だと思うんですが、多分ね、違うと思うよ。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。済みません、言葉足らずでした。山下地区全体、也下の方で2,063人です。今回のその人数を避難指定場所、山下小学校ですとか、山一小、山二小だとかの避難場所を指定しておりますけれども、それらに避難する方も考慮しているところでございます。それを考慮しまして、今回、避難、今回の地域交流センター分につきましては、780人分、1,560平方メートルを避難スペースとして算出しております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、避難対象地域については。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。避難対象地域につきましては、浸水区域の居住者、それと公園ですとか（「地域」の声あり）具体的なじゃあ、「花釜とか笠野とか」の声あり）山下につきましては、山下区で100人、それと花釜区につきましては833人、牛橋で530でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その数字の根拠は。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。ただいまの人数につきましては、平成25年5月31日時点での居住者ということの実数を用いているところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この数字を根拠とするならば、今ますます、どんどんその地域ふえているというふうな話も聞くので、果たしてこれが正確な数字になるのかどうかということについては疑問を呈しておきます。とあわせて言いますと、あの地域、あの場所に建てる、本来、今東側に住んでいる人はもう1回経験していてね、本当に怖い思いをしている人たちだし、そういうことが、そういうのを伝え聞いている人たちが住んでいるわけですよ。その人たちが目の前にあるところに行くか。もっと高いところに避難したいというのが現状、現実ではないかと、考え方からすればですね。目の前のところに行って、そして何ぼ高くても、気持ちとしてはそうなる。そういう避難対象地域、あるいは避難者をもっと正確に打ち出すべきだというふうに私は考えるんですが、その辺町長いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。被災者の方々の、避難者の方々の心理状態を考えれば、議員おっしゃるような部分もあろうかというふうに思いますけれども、やはり今までの議論の過程では、逃げ遅れというふうなことなども踏まえたと、必ずしも例えばこの国道から上のほうで全てというわけにもいかないわけでもございまして、そういうようなことも一定程度は勘案しながらの収容なり場所の検討を重ねてきたというふうなところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私、そんな極端なことを今言ったつもりさらさらないんです。この施設がね、当然あって必要、あるいはつくらなければならないものなの。ただ、規模についてどうなのかということも。それで前段でその規模について言っているわけですから、その辺よく町長聞いた上でお答えしていただきたいなと思います。

そう言いますのも、そういう疑問があるんです。今実際に、先ほど示した今の現在ある中央公民館の施設と、この交流施設だけでももう相当な開きがあるわけなんです、その点について、これは素直な気持ちでお答え願っていいかと思うんですが、先ほども

申しましたが、相当な規模のものになっているんですが、かなり大きい規模になっている。2倍近いですね、面積だけでもそのくらいの規模の施設になっているんですが、そのことについてどうお考えですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど担当室長から申し上げましたように、交付金の申請に向けまして必要な人数をはじき出して、その上で一定の面積、必要な面積を整えたというふうなことでございますが、結果として中央公民館もありますよというふうな部分で、いわゆるそのオーバーラップといいますか、2つの施設ができることになるわけでございます。これについては一定の中・長期的な視点で見た場合に、中央公民館、あのおり一定の年数もたつてございますので、その辺の前後関係を見据えた中で、今一時のこのオーバーラップする利用、使用期間というのはございますけれども、またその次の段階で、この中央公民館と交流センターとの機能分担のあり方なども吟味、検討していく必要があると、そういう認識を持ちながらの整備を進めているという流れでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答えにもまだまだ疑問が残るわけですが、さらに確認したいと思います。この辺の維持管理についてはどう考えていますか。職員配置、管理運営体制、職員も含めですね、その辺はどのように考えているのかお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お答えいたします。これから、今基本設計をやっている状況、坂元も同じでございます。坂元と山下の違いもあるんでございますけれども、この管理運営そのものを直営で行うのか、あるいは委託、あるいは指定管理化と、そういった問題も当然考えなければなりません。それから、現在中央公民館の職員の数、あるいは事業そのものの展開がどうなるのかと、そういったさまざまな方面から今後検討しなければならないものだろうと。現時点では何名というふうなことは具体の検討の材料には上がっておりません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、具体的にそこは検討しなければならない問題、順番が逆じゃないの。では、改めて聞きます。この規模を管理するためにはどのくらい必要と考えますか。これはもう基本だからね。基礎というか、基本。

教育長（森 憲一君）はい、議長。数名、先ほどお話ししたように、直営でやるか、事業展開をどうするかという問題ありますけれども、管理そのものだけを考えれば、数名あれば充分だろうというふうに捉えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、その辺、佐山議員だとその数名というのはどこからどこまでが数名なんだという疑問に変わるわけなんです、その辺明らかにしてほしい。

教育長（森 憲一君）はい、議長。最低で2名か3名ぐらいというふうな考え方をしております。なぜならば、「それは2、3人と言うの。数名というのは5、6人です」の声あり）大変失礼いたしました。2名か3名と。その根拠は、現在中央公民館30名ほど職員がおりますけれども、生涯学習課ですが、それに、今すぐ近くに民俗資料館であるとか、あるいは伝承館であるとか、中央公民館そのものも、その管理そのものだけでいえば中央公民館も1名で鍵の受け渡し、後始末等々をやっているのが実情でございます。したがって、この規模であれば最低でも1名あればどうかと。ただ、いろんな対応もしなければならぬ、けが人も出るかもしれないと、そういったことを考えれば、やはり2名か3名かはどうしても必要な人数ではないだろうかというふうに、今のところ漠然とですが、そんな考えを持っているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。本当に、漠然と、まあしかしながらこれは検討中という趣旨で

あるようですから、今後大きく変わるかもわからないというふうに受けとめます。

しかしながら、それを今後検討していくときに、これは相当な規模のものになっている。そのためには当然維持管理も、何だかんだ、電気代だ、何代だ、人が少ないのも十分わかるんです、利用状況今だけでも120何人なんだよ、中央公民館、1日。4件か4件。今度はもっと大きい、そして中央公民館があって、そして今度このような施設があって、人口はずっと減って行って、利用者も減っていったときにね、もしかすると通常、平常時に利用する日がない日がいっぱい出てくるかも。そのときはやっぱり3人、4人、それに据えつけておいたってね大変だ。まあ、そういうことが十分考えられるというようなことで、非常にこの維持管理から何から、全てのことについて大きな、このままの形でこの地域交流センターができ上がるということであれば、非常に大きな疑問を残すと、そのことを指摘して次、坂元のほうに行きたいんですが、先ほど来、きのうから出ていますね。この地域交流センターにこの坂元保育施設という話もあった中で、しかしながら、これを見るとどこにも見当たらない。坂元につきましてはね。というか、坂元のやつはもらってないんだ、こいつな。坂元についてはね、全然こういうの示されていないということなんですが、町長どうなんでしょうか、これ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。きのうのこの質問の中でも、その辺のお尋ねがございまして、お答えしたつもりでございませうけれども、ぜひ他の議員のやられているときも耳を傾けていただければありがたいというように思います。

要は、まだ選択肢をつくっての検討途上というふうなことでございますので、まだこの段階で図面にプランとして載せるだけの熟度が高まっていないと、そういうふうなお話を申し上げさせていただくところでございます。方向性が固まれば、そういうような形でのお示しは当然早目、早目にしていかなければならないなというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ブロックプランには載っていないんですよ。載っていないの、最初からね。さっきその関係を確認したんですけども、そして、載っていません。もちろんって、そんな威張って言ってもらっても困るんですが、この件については、この見直しですか、あのときにそういう検討はなされましたか。坂元支所についての検討。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お答えいたします。

坂元地区のブロックプランをご覧いただいていると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、これは実は坂元地区との意見交換会の中でも同じような質問が出たところでございます。具体には子育ての拠点機能を持たせられないのかというふうな質問が出たところでございます。これにつきましては、先ほど来よりちょっと出ておりますけれども、坂元小学校への分園というふうな考え方と、それからこの防災拠点、地域交流センター内への施設というふうな2つの考え方で今進んでいるわけでございますけれども、それをこのあくまでもブロックプランということで、部屋の数等の考え方でございますので、このとおりにつくるという、そういう問題ではありません。したがって、ここでお示ししております、もしここに会議室であるとか、そういったところがいわゆるその施設になり得るという考え方でございます。それについては教育委員会のほうでそういうふうなお話がございますれば、そういったものを今基本設計を策定中でございますので、その後の基本設計なり、間に合えばですね、これ10月末までが基本設計、その後実施設計、そういったものに反映をしていきたいというふうに考えておるところで

ございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。この保育所の再建につきましては、きのうも話があったんですが、もう 1 1 月ごろに予算化しなければならない、そういう時期になっているんですよ。きのうの答弁の中ではね。そうすると、もうこの時期にそういうことがある程度固まっていないと、基本設計も何もない、大きく変えることはできないと思うんですね。その辺ね、これまで、その前にこのこっちのほうの地域交流センターを検討する際に、町長のほうからそういう指示があったのかどうかね。あるいはなくても、そういう話がある際に、その辺をこの検討の対象にしていたかどうかということなんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。今の話では、地域の皆さんから出てきたから、そういう、これから検討しましょうという話なんですけど、その前のそもそものその町の方針、これはもうこの件についてはもうずっと前から出てきている話なので、坂元の施設についてはですね。そして、その当時からそういう話が上がっているんですよ。ですから、この間のその検討の中で、そういった話が、保育所施設建設といいますか、再建の部分が検討の対象になっていたかどうかについて確認します。

教育長（森 憲一君）はい、議長。これは、保健福祉課との今まで何回かにわたる打ち合わせ、協議の中でそういった考えをお互いに共有しているところでございます。それは、先ほど申し上げたように、この会議室等、そういったところで賄うことが可能であると。ただ、先ほど来、遠藤議員からもお話ありましたけれども、例えばトイレの問題とか、そういった部分も現実的にはあるわけでございます。私たちも実はきょうが 2 日でございますので、5 日の日に坂元地区のまた意見交換会 2 回目を予定しているところでございます。この中で、実はその坂元地区の皆さんにお示しできるのは、この建物自体の配置案なんです。まだ中身のことももちろん出てくるわけでございます。南向きにするか、北向きにするか、西向きにするか、そういったご提案をさせていただくと。また、そういった段階なんです。そういったこともぜひご理解をいただければというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうんでないですかっていうことを私言っているんだよ。だってもう 1 2 月に予算化するんだよ。その辺ね、1 2 月までに調査編成というかね、方針あって編成して、それに基づいて、町長はそうは言っても 1 月ごろに決まるんだ、予算はね。という中での話だから私が言っているんですよ。本当にだから、というのは、その前、以前にも話しあったんですが、なかなか信用といいますか、なかなか今までのそういう動きとか、お話しとか、ここでの立派なお話しとかね、それを聞いても結果を見ると、もうそのような結果になっていない。そういう不信感からこういった確認活動をしているんですが、ということなんです。そして、今の話の焦点は、もうね、なかなか合わない、言っていることがね。ということを確認して、この件については終わります。

本当にね、町長に対してはね、非常にいいものをつくるわけですから、誰からも喜ばれるような、やっぱり施設にしていけないと、あと当然維持管理についても考えていかなければならない。あといろんな整合性ね、まあ今話を聞くと、本当は関係各課で十分な協議をしたのかということも確認したかったんですが、もう今話を聞いていますと、なかなかそういうことは想定できないということもつけ加えさせて、次に移ります。

副議長（後藤正幸君）この際、暫時休憩します。再開は 2 時 0 5 分といたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

副議長（後藤正幸君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。3件目の質問に移る前に、ただいま議論としていましたこの坂元保育所ということについてなんですが、再三にわたって皆さんから言われているわけですが、あの地域の皆さんが望んでいるのは、保育的機能という、その分園とか小規模ということではなくて、あくまでも独立した保育所を求めているということであるわけですが、その辺のお考えについて町長いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。保育所の整備のあり方というふうなことでございますけれども、これまでの議論の中でも触れさせてもらってきたところでございますけれども、やっぱり町としての子育ての充実というふうな部分、それから利用される保護者の方々の意向、それには保育所を利用されるお子様たちの数ですね、ということの基本にしながら、少しでもいいサービスをしつつ、一方ではこの地域交流センターでございませぬけれども、どうしてもやっぱり一定の出費、維持管理と、あるいは建設費用等いうものもございませぬので、町全体としての財政問題等々も加味しながら、総合的に判断をしていくべきものというふうに常々考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、従来どおりの答弁でした。求めているのはあくまで独立した保育所だということ強く指摘いたしまして、この件については引き続き実現するまで、多分に地域の方々も含めて取り組んでいかれるのかなと思っております。

次に、3件目、政策提言書の取り扱いについてであります。この件につきましては、私は驚きをもってこの答弁を先ほど聞いていました。1つは、「政策提言なるものを収受していない」町としては、そして「組織的にも用いておりません」、このことについてはどのように理解すればいいのか、改めて伺いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答えさせていただきましたけれども、情報公開条例で定義されるこの考え方には当たらないというふうな考え方でお答えをさせていただいたというふうなことでございますので、判断の基準というものに照らし合わせた中ではこういう考え方が成り立つのかなというふうなことで、お答えをさせていただいたというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。答えになっていないんです。私はその前の部分の政策提言書なるものも収受していないと。町として受け取っていない。だから組織的にも用いておりません。このことをどう理解すればいいのかという質問なんです。今言ったのはその後の部分の話であって。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。済みません、要するに、私個人的に頂戴したものであると。それ以外のものではないというふうなことでございます。（「組織的にも用いていないということはどういうことなんですか」の声あり）ですから、組織的に用いるということは、先ほどお答えしたように、組織が受け取って、組織的にそれを共有して、それを利用する、活用すると、そういうふうな一定の考えのものにはこれが該当はしておりませぬということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長、その文書をもって本部会議に諮りませんでしたか、こう

いう提案するに当たって。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この問題については、私としても3度目の対応になるわけですので、慎重を期すべきものというふうな、そういうふうな形で取り組んできておまして、一定の皆さんからぜひスピード感を持ってこの事業を推進すべきと、そういうふうな考え方もお示しをいただいていると、その程度のお話しはする中で、いろいろと対応に当たってきているというような部分はございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長もうお忘れになったかわかりませんが、我々には特別委員会、全協の中でね、4人の皆さんからの政策提言を受けて提案するに至ったというふうに我々に報告しているんですよ。そして、その場で、たった4人の議員で……、最初4人だったの、なんでそこで嘘つくかや。4人でなったんです。そして、それをみんな4人のは皆さんが見ている方もいるんですよ。まあちょっと時間なくなるから。そして、そういうことを言われて、そしてまた持ち帰ってといいますかね、そして1週間後、2週間ぐらい、また今度は8人の提言者が出てきたから、今度はこれをもって提案しますって、我々に言っているんですよ。言うということは、その前に組織に諮っている。本部会議でもね、認められて、了解されて出しているものということで私たち受けとめているんです。そういう意味で、本部会議に諮りませんでしたかと。組織的に用いておりませんと言うけど、組織的に用いたんでないですかということを確認しているんですよ。その辺を明確にお答えください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。あくまでも私の頭の中で一定の（「本部会議で諮ったか、諮らないかということを知っているんです」の声あり）一定の状況ですね、説明はしているかもしれませんが。委員会のほうでそれなりのご説明はしたというようなことは、それは当然記憶していますけれども、その前の執行部の中でも一定程度の話は当然しながら対応はしてきておりますけれども、あくまでも私の頭の中でいろいろとやり取りさせてもらっているということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これ本部会議の議案事項になってい wasn't でしたか、あの議会議を担当している方。議会でない、会議だな。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。（「事実だけ言えばいいんだぞ、あんたらは」の声あり）本部会議の中でのあったかという形でかと思いますが、本部会議の中でその政策提言書なる物については開示されていなかったかと記憶してございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。しかしながら、それを示されて、あなた方にこういう提案があったので、議会に提案するというような経緯、経過はなかったんですか。もし、事実だけでいいんですよ、事実するためには何もあなたに聞かなくても会議録とかね、あるいはその次第書を確認すればいいだけの話なんだから、あんまり無理しないで事実だけを言ってください。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。ちょっと次第書のほうの確認をとらせていただければと思います。（「はい、結構です。事実を示してもらったほうがいい」の声あり）

副議長（後藤正幸君）この際、暫時休憩します。再開は2時25分とします。

午後2時15分 休憩

---

午後2時25分 再開

副議長（後藤正幸君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。時間をとっていただき大変ありがとうございました。

前後関係についてなんですが、震災復興調査特別委員会が26年の6月5日に開催しておりまして、この際に議会の議員さんのほうに坂元地区の案件について書類として提出してございますが、こちらのときにも資料として8人の政策提言の分の資料はございませんで、口頭での説明だったとなつてございます。本部会議のほうにつきましては、若干前後して、翌日の6月6日の際に、同様に資料がなくて、町長のご挨拶の中で政策提言の人数、8名の提言があったことから進めていくということで、前日ですね、特別委員会で報告した旨の報告がございました。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。本会議にかけているか、かけていないかと、かけていないということで受けとめていいんですね、この案件につきましては。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま担当課長のほうから経緯を確認させていただいた中での流れからしまして、本部会議には特別委員会が前の日あった、そこでこういう説明はさせてもらったという報告はさせてもらったというようなことをご理解をいただければというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この案件につきましては、今も問題といたしますか、もうそのときから数えればでき上がりはもう来年、再来年、もう2年、3年の遅れの事案になっているくらいの重要な事案であるし、その時期にあつても二度も否決されて、ほぼ同じ内容で提案されたものであります。という重要な案件を提出する際に、本部会議にかけないということのほうをもっと問題じゃないですか、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに本部会議の場面での一定の議論なり、あらかじめの協議、報告というふうな形をとっていなかったという部分は確かにそのとおりでございますけれども、一方では、当然この復興部門の各課・室とは一定の検討、議論を重ねる中で、6月議会に向けて急遽対応をさせてもらったというふうな、そういう流れになってございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう話を聞くと、そうするとまた各課・室での会議の内容を確認しなければならなくなるんですよ。いいですか、そういうことで。確認したほうがいいということがありますから、確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。内容的には、先ほども申しましたように、この道合地区の整備問題、前に進めたいと、あるいはそれをご理解を示していただける一定の皆さんもおられるというようなことの背景をベースに、いろいろと作業、予算計上に向けた作業の指示といたしますか、そういうふうな対応をするためにいろいろと準備をしてもらったと、そういうふうな内容でございます。当然、大方の部分については、これまで二度この場に提案させてもらったという流れがある中で一定の整理をしてもらって、予算として提案させてもらうための準備をしてもらったという意味での対応というようなことをご理解をいただければというふうに思います。（「確認してもらっていいのかどうかという質問だった。そして、それにかわる今は答えになっていないです。残念ながら」の声あり）

副議長（後藤正幸君）町長、確認してもいいかどうかという質問に答えてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私からそういう予算化に向けた作業の指示といたしますか、議案の提案といたしますか、そういう指示があつたかどうかというのは、復興部門に当時いた

課・室長に確認してもらうのは別にやぶさかでございます。（「資料でだよ。会議でやったふうなんでしょう。検討重ねたという」の声あり）そういうふうな意味では、常時のいろんな打ち合わせ、多々ございますけれども、議事録として残すというような類いのものではないというようなことだけはお断りをさせていただきます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう程度の、程度といいますかね、水準のレベルの中での会議を通して、それを重要視して、それを大きな話だと、それから 8 人の提言というものを大きな背景として、重要な事案を本部会議にはかけないで、そして出してきたと、提案したということでもいいんですね。最終的には本部会議にはかけていないことを改めて確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど申しましたように、前の日の特別委員会の報告というようなことで、事後報告になった形でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。それはもう協議事項でも何でもなし、皆さんのこういうことでいい、本部会議でこういうことで私出したいんだけど、この内容でいいかという協議の場ではなくて、こういうことで決定したから、俺の判断で決定したから出しますよと、そんでいいんだなということを出してきたという案件だというふうに受けとめてよろしいですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ニュアンスはちょっと、必ずしもそうでないかもしれませんが、私のも、私の 1 つの大きな判断をさせてもらったというふうな思いでのお話しは、僕はしたつもりでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、その本部会議に諮らないで、そしてその町長がその独自で判断する大きな要因になったのがまさしくこの政策提言 8 人衆の政策提言書ということですよ。そういうふうな受けとめます。そして、ですから我々にもそういうことで本部会議にもかけないで、もういち早く我々に報告したと。そして、そこでも多分ね、いろいろ異論があったと思うんですが、その辺はまた確認するとまた時間がかかるので、そういう流れの中で事は進んできたということなんです。否定できませんよ。ということで、話を進めますと、そうした流れで、しかしながら我々は、議会としては、まさしく公文書であると。立派な、重要な事案を、あの案件を通すために町長が判断した重要な決定文書であるということから、その開示を、提出を求めてきたんですよ。重要な文書であるからですよ。ところが、その後の経緯について、総務課誰答えるのかわかりませんが、その後の経緯について聴衆の皆さんにもわかるように説明していただきたい。先ほどの説明ではまだまだ抽象的な部分がありますので、できれば日時まで示して説明いただければと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、私のほうからこの間の経緯等につきましてご説明をさせていただきますというふうな存じます。説明に当たりましては、その時々情報公開の事務局としての疑問点等も添えながら説明させていただきたいというふうな存じますのでご了承願います。

まず、26 年の 1 月 20 日、山元町議会議長阿部 均の名により情報公開請求が提出をされ、事務局のほうにおいてはこれを受理したというふうなことでございます。この際に、事務方として疑問に感じた点が何点かございました。

1 つは、情報公開制度の意義と議会の情報公開請求というかわりについてどのように理解、整理をすればいいのかということでございます。かみ砕いてお話しをさせてい

ただきますと、情報公開制度そのものについては行政機関が保有する情報を住民の請求に応じて公開することを行政機関等に義務づけると、それで住民の政治行政への監視と参加を促し、公正で民主的な政治・行政運営を実現するとともに、行政に対する理解と信頼を一層深めることを目的とするというふうなことでございまして、前提は住民というふうなことが理解されるのではないかという疑問でございまして。

次に、2点目として、議会の権能・権限、いわゆる自治法の96条から100条に規定される検査権であったり調査権と情報公開制度のかかわりというふうなことでございまして。疑問は、議会の固有の権限のほうが優先するのではなかろうかという疑問でございまして。

そして、3点目におきましては、情報公開制度における情報公開請求権の範疇に議会が含まれるかという観点で疑問を感じたというところでございます。

この解釈に当たりましては、議会事務局のほうにもお尋ねをさせていただきまして、その際には県議長会の見解として明確に禁止する規定がないというふうなことから違法とも言えないというふうなことが示されている旨、お話しを頂戴したというところでございます。そして、こういったことなどを踏まえた中で、山元町としてはどう取り扱うべきかという視点で考えました。その中には、まれな事例ではございますけれども、日本全国の中で議会から提出された情報公開請求というふうなものを受理したケースもあるというふうなことがわかったと。こういうふうなことから、違法とも言えないというふうな部分と、先例的にもまれな例ではあるがそういうケースもあるというふうなことから、事務局側としてはこれを受理したというふうなことが一番最初の段階でございます。

そして、この情報公開請求をして、請求受理の日から条例に基づきまして14日以内に請求者に通知というふうなことでございまして、この情報公開制度につきましては、第2条にその情報公開の関係についての定義関係の規定がございまして。そして、再三町長の答弁等にもありますように、職員が組織的に用いるものとして当該実施期間が保有しているものというふうなことでございまして、くどいようでございますが、町は文書を収受していないと、保管もしていないという事実関係、これまた過去の議会答弁等でも答弁されておりますように、文書決裁もなされていないというふうなところから、事務局側としてはこれは組織的に用いているものではないという実態、これを捉えまして、情報公開条例2条に規定する情報、町が保有する情報というふうな部分にはなじまないのではないかというふうな観点から、まずは情報不存在という形で12月の4日付でご回答させていただいたというふうなところでございます。

これに対して、異議申し立てのほうに展開してくるわけでございますけれども、この場合におきましては、遠藤議員からただいまのご質問等の中でもありますように、政策提言書なる文書と、非常に重要な文書だというふうなことで、それを収受していないというのは疑問があるという趣旨だったかと思っておりますけれども、そういったことで異議申し立てが年明け1月23日に提出されたというようなことでございまして。

これに対して、事務局側でございますが、さきの町長答弁にもありますように、この1月末から3月というふうなのは、当総務課におきましても非常に繁忙期を極めているという状況もございました。こういったふうなことから、本来常設であるべき情報公開制度の審査会ですね、こういった部分の委員の任期切れに気づかないまま評価されてし

まったと。実際のところをお話しさせていただきますと、25年3月が委員の任期でございまして、請求を受けたのが27年というふうなことで、本当にあってはならない事案が発生してしまったと。このことにつきましては、私以下担当職員含めて、本当にお粗末な限りであり、改めてお詫びを申し上げたいというふうな次第でございます。

そして、こういうふうな中で、4月28日付で異議申立書を改めてその催促というふうなことで議長名で頂戴をしたというふうなことでございます。これにつきましても、委員の任期切れというふうなことから、改めて委員の委嘱を申し上げて、情報公開審査会を立ち上げる必要性があったと。この中には当然情報公開条例に基づきまして委員構成5名というふうなことでございまして、これには有識者の方々を含めた委員構成とする必要性があったことから、仙台弁護士会等に専門家、法的な専門家をご依頼する必要性があったというふうなことで、これまた選定に日にちを要し、そして、やっと8月7日に情報公開審査会を開催をさせていただいたというふうなことでございます。

現在の状況でございますけれども、情報公開審査会の中におきまして、いろいろ委員の先生方からはご意見を頂戴しておるところでございますが、まだ最終的な、一定の方向性は出てきたのかなという状況ではございますが、この情報公開審査会と言うならば町の諮問機関ということでございますので、答申書を出してもらい必要があると。よって、委員の皆さんはそれぞれ有識者の方々に、大変ご多忙を極めている中での審査会開催というふうな必要性があることから、現在は日程調整を進めておるところであり、今後の展開としては、この答申を受けたものをもって、町長にしかるべくご判断をいただいた上で、適正に処理をしてまいりたいというふうな考え方でございます。

おわかりいただけるよう、極力ご説明申し上げさせていただいたつもりでございますけれども、これまでの経緯、展開、そして今後の対応、こういった部分についてはこのように考えておるといところでご紹介とさせていただきます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。町長はただいまの経緯について当然もう既に報告は受けているかと思うんですが、改めてこの経緯についてどう思われますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これも1回目の質問に対してお答えさせていただいたとおりでございまして、いろいろこの今改めて総務課長から申し上げました対応の関係、不手際も含めまして、時間を要してしまったというようなことは改めてお詫びを申し上げるしかない、そういうふうな思いでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。お詫びは当然かなというふうには思いますが、余りにもこの内容がひどい。余りにも議会から、議会の意思としてそういう要求、要請があったものに対して、言葉、表現非常に悪いんですが、この件に関しておいては、ぶん投げておいたというふうな捉えられても反論できないような中身でないのかなと。改めて確認しますがね、6月30日から始まっているんですが、これは口頭でね、口頭のやり取りもいろいろあって、それで口頭ではだめなんだということで7月10日に文書提出を要求したと。ところが、それにも実は期限をつけて求めたんですが、これももう4日の期限が切れている、遅れている。その理由が町長不在のため決裁ができないという理由から何ですが、その日だけ町長不在なのかって、この辺も、何もその前後、もう相当な、これは10日だから15日間の時間的猶予があるんですよ。その15日間の中に、ずっと15日間町長いなかったのかということになるわけです。こういう、これだけの理由ではですね。ここでも非常に議会のどう見ているのかという大きな疑問が出てくるんです。そ

して、今度7月29日にですか、町長から議長に提出できない旨の、これは政策提言書の内容を公開しないことを前提として受け取ったものであるため、相手との信義則上提出できないという、こういう理由で提出されなかったんです。誰に対しての信義則なんですかね。重要な問題を決まって、重要なものなんですよ。それを、政策提言書の内容を公開しないこと前提として受け取った、そこでもう公文書でないんですよ、それ。町長のこれを、こういうものを重要な判断材料としてだめなんですよ。だって公開できないんだから、町民にだよ。政策提言書、議員からの政策提言書っていうのは、町民に示さなければならない。町民に示して、私はこういう提案を受けたから、やっぱりこれを力にして、そして提案しますという内容のものなんですよ、この政策提言書というのは。どちらに向けた信義則なんて、署名した議員に信義則を考えるのか、あるいは町民に対して信義則を、あるいは我々議会に対して信義則を感じるのか。その辺どうですか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まあ、いろんな場面があろうかというふうに思いますが、一般的には私は町民、あるいは議会というようなことを常々頭において対応しなければならないというようなことですが、今回の場合については、1つの大きな政策判断をしなければならないというふうな中での、やはりそういう皆さんとの相当の信頼関係というふうなものをやはり保つ、維持する必要があると思いますので、これはこれで判断をさせてもらったというようなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。あの重要な事案を決定するの政策提言なんです。これは、町民にそれを示して、そして私はこういうことでこの提案しますと、決定しましたということになるというのが普通の流れだと思うんです。町長はこのことについて町民にこのことを隠しているんですよ。隠した内容でこの重要事案を決めて、そしてその後の経緯を見れば、その当時そのまま順調に進んでいけば、もう既に道合地区の住宅はできているんですよ。それがその後ね、これ言うともう時間なくなるからあれなんです、6カ月の空白をもって、そしてようやく16戸になったと、確保できたと。そして、さあやりましようってやったっけ、今度は別のほうから、JVから今度は断られる。そのことについても大きな問題が含まれている。なんで断られるのかというね。そして、断られたことによってさらに遅れているという案件なんです。こんなに重要な案件のその出発点にこの政策提言書があった。それを何で示されないのか。町民に示すべきです、これは。議会に示さなくても、政策提言書なんですから。非常に建設的な提言なんです。そして、それをもって町長は独断で決定したわけですから、本部会議にかけないで、諮らないで。そういったものをなぜ町民に知らせることができないんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私としては、この道合地区の問題解決に向けて相当の時間を費やしてきましたし、議会の皆様にも相当の時間いろいろとご審議をいただいていたという大きな流れ、経緯、経過がございますので、あとはやはり三度目のお諮りをするということになれば、相当の覚悟を持ってやらざるを得ないという部分もございましたので、ありがたい後押しの声もございましたので、あとはもう問題解決でもって町民の皆様には私の姿勢をお示しをしていきたいというふうなことがございます。

副議長（後藤正幸君）遠藤さん、もっと明確に、座ったままでいいから言って。（「何で町民に知らせることができないんですかという質問なんです。議長、今それに対しての答えだと思いませんか。私に確認する前に町長と確認を進めてくださいよ」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、これまで十分問題の所在はわかっていた案件でございますので、1つの大きな契機を捉えて、問題解決をもって町民の方々に、皆さんに、私の姿勢を理解してもらえばありがたいというふうな思いで、私なりの政治決断をさせてもらったというようなことをご理解をいただければというふうに思います。（「議長、今の私の質問に対する答弁になっていると思われませんか」の声あり）

副議長（後藤正幸君）思われますかって、私に聞かれたってわからないでしょう。町長はそういう答えなんだ。町長の考え方は俺聞かれたってわからない。（「考えでなくて、俺の質問に対しての答えになっているかどうかということの判断を。いや、議長が答えになっているというんだったら、それに従って次のあれ行くんだけれども。行かなくてないんだよな、議長がこの議場全部のあれを仕切っているんだから」の声あり）

もう少し町長、明確に言えないの。

6番、もう少し角度変えて同じことを質問できないかな。（「できないね。だって重要なことなんだぞ。町民に何で知らせないの」の声あり）

それでは、暫時休憩します。5分間休憩したいと思います。再開は3時といたします。

午後2時55分 休憩

---

午後3時00分 再開

副議長（後藤正幸君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、明確にお答え願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどの遠藤議員の質問に対してちょっと私も舌足らずな点があったかというふうに思いますので、改めてお答えさせていただきますけれども、私もいろんな判断をする上で、この道合地区の問題も含めて、さまざまな案件について町民の皆様なり、議員の皆様との意見の交換、あるいはアドバイス、いろんなものを頂戴しながら一つ一つの政策を予算化、具現化するというふうな、そういう流れでやっているわけでございます。道合地区につきましても、そういう流れ、プロセスの1つとして、議員の皆様方からいろいろとアドバイスをもらったと。それが政策提言書というような形ではございますけれども、それは私の政策過程を一定程度後押ししてくださるものだと。それを私なりに参酌しながら、最終的に決断をさせてもらっているというようなことでございます。そういうふうな意味で、そういう流れと、それからこの文書そのものについては情報公開の対象になるものではないというふうなことも踏まえてこの問題の取り扱いというふうなことでございますので、そういうふうなことをご理解を賜ればというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今のも全く私の質問に対する答えになっていません。まあ、あんまり混乱させるのもあれだからなんですけど、私が言っているのは、政策提言書の内容を公開しないことを前提として受け取ったものであると、相手の信義則上提出はできないというふうに、それが公式文書として出されたお言葉での文書なんです。だったら、その政策提言書ってね、そしてその前にその政策提言書をもって、今もお話になったように、十分それを背景としてこの重要事案を提案してきたと。まあ、何回も言いますがけれども、本部会議にはかけないでね。それはもう肯定している話ですから、町長独自で提案したと。ですから、この政策提案というのは、提言書というのは、最も重い政策を決定する際にね、重みを持ったものなんです。それが町民に公開できないという、

町民に知らせることができないという疑問について確認しているんですよ。そのことに対しては全くお答えになっていない。はい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、先ほどのこのプロセスあるいは最終的にこれは公文書でないというふうな判断のもとで、あえてそれを一つ一つ公にする必要はないと。あくまでも私の政策を実行していくための1つの参考というような形で捉えているというようなことでございます。公文書でないというふうな、そういう判断での対応でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これは、このことだけを続けてるとあれなんで、今の話、しかと聞きました。またそれを議論する機会ありますから、その場でまた確認したいと思えます。そもそもですね、議員が町長や執行部以外に公開できない政策提言というのは一体どういうものなのか。議員の政策というのは本来有権者に対して示されるべきものなんですよ、これ。そうですからね、政策提言した方。それを秘密にして、町長だけとの間でそれを約束して、この重要事案を決めた。そしてその結果何が起こっているかといいますと、政策提言の本来の目的はこの間何回か確認されていますが、政策早期実現ですからね。その大きな目的が、主要な目的が、その結果、2年遅れ、3年遅れになっている。こういう結果を生み出したものだ。そして、しかも、何回も言いますけれども、このことについては町民に知らせることができないというのが今の町長の態度です、姿勢です。そして、町長はこの町のこの重要事案、最終意思決定を本部会議にもかけないで、そしてこうした一部の名前を明かすことのできない、そういう政策提言を受けて、町長独自で物事を決定していく。これが今の町の最終意思決定の流れであるということが今確認されました。このことについてはまた後ほどといいますかね。

さらに、確認を進めていきたいんですが、異議申し立てをしてからの、もう2カ月、半年たっているんだ。その間何をしていたか、もう1回明確に示していただきたい。6カ月ですからね。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。本年の1月23日に異議申し立ての受付をしたというようなことでございます。先ほど私の答弁の中で一部ご紹介させていただいたところもございますけれども、2月、3月というのは大変多忙な時期でもあったというようなことも要因の1つではございますけれども、これの収受処理が残念ながらきちんとなされていなかったというふうなことも1つの要因。そして、さらには委員の任期が切れていて、改めて人選を進め、そしてそのご承認をいただくべく、この間の手続きの中で一定の日数を要してしまったというふうなことでございます。本当に今議員さんとの質疑等を繰り返す中で、本来常設であるべき委員会の委員のあり方というふうな部分について、今さらながらという表現を使わせていただきますが、本当に足元の事務をおろそかにしてしまったなという思いで、改めてその重要性を再認識するとともに、こういったことは繰り返さないようにしようというふうなことを心に改めて強く感じているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。担当課がそう言っていますが、町長はこのことについてまだ、先ほども聞いたかと思いますが、改めてこの流れとこの結果を見たときに、この町の対応についてどう考えているかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。再々度のお答えになりますけれども、まさにこの不測の日数を保留してしまって、大変ご心配、またご迷惑をおかけしてきているということ、そのこ

と自体については改めてお詫びを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今も最後にそのことについてはという、この「は」というような表現、本当にけしからんといえますか、もう意図的に思います。何も政策提言の中身も知らせない。そして知らせないためにどんどん、どんどん、あらゆる手を使って、そして遅れさせるというふうにしか見えません、残念ながら、今の東弁をしてみますと。やっぱりこういう町政運営、重要事案を決めて、そして本当に町長が思っているいいまちづくり、復興のまちづくりを進めていくためには、今のやり方では本当に議会と執行部と一体となって前に進めるということはできないということによって終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。答えなくていい。

6番遠藤龍之君の質問を終わります。

---

副議長（後藤正幸君）この際、暫時休憩します。再開は3時20分とします。

午後3時09分 休憩

---

午後3時20分 再開

副議長（後藤正幸君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

副議長（後藤正幸君）12番佐山富崇の質問を許します。佐山富崇君、登壇願います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。平成27年山元町議会第3回9月定例会、12番佐山富崇、最後の一般質問を行います。まず今、きょうの最後ね。

昭和50年4月、町政に関心を覚え、参画してみたいとの思いを持ち、町議会議員選挙に立候補以来40年余りがたちました。この間、議員として、あるいはOBとして、一町民として、直接に、間接に、あるいは陰に陽に、関心を持ち続けてきたところがあります。28歳が69歳になりました。ここも笑いどころです。今任期をもって議会は立候補しないことにいたしました。

あの忌まわしい大震災から4年6カ月、ようやく本町の復旧も形となって目に見えるようになってきました。いい潮時だと思います。「新しい酒は新しい革袋にいれよ」のことわざどおり、老兵は消え去るのみでありましょう。

しかしながら、消え去るにしても憂うべき点が多々ありますので、それらを3件に絞って直言申し上げ、老兵の一般質問最後の幕引きといたしたく思います。

1件目は、これからのまちづくりについて。2件目は執行部、町当局と議会のあり方について。3件目は本町の人材育成についてであります。

まず、1件目、これからのまちづくりについてであります。集団移転地（新山下駅周辺、新坂元駅周辺、宮城病院周辺）の3地域の新市街地整備が宮城病院周辺の安全祈願祭が終了し、山二小、保育所の発注済みということで、大筋完了を見込めるようになった現在、以下、次の諸点をお伺いいたします。

1点目、新市街地（3地区）及び新山下駅周辺地区と既存集落（行政区）の連携をどのように進めるかお伺いをいたします。

イ．交流手段はどのようにするか。

ロ．人的交流のあり方はどうするんだ。

ハ．道路網はどのようにしますか。

二．あつれきが生じやすい行政サービスはどのような対応をするお考えか。あくまでもサービスは町民等しく、公平・平等であるべきと思いませんか。

2点目、排水対策はどのように事業化して解決するおつもりですかとお伺いをしたいと思います。

イ．遊水地であった水田、つまり新山下駅周辺及び新坂元駅周辺の新市街地の造成が既存集落を配水悪化地域にしてしまうのは必定であります。お伺いをいたすものであります。

ロ．東部再編整備事業の成否、大規模農業の成否は排水対策にあると考えますが、お伺いをするものであります。

3点目、危険区域指定の見直しをどう進めるかお伺いをいたします。

イ．見直しの検討はいつ入るのか。

ロ．見直しに解除が含まれるのかお伺いをするものであります。

2件目に入ります。

執行部（町当局）と議会のあり方についてであります。

今期、平成23年11月から今年11月の任期満了まで、いや、震災後の議会と言うべきでしょうか、町当局と議会の関係は正常であったと言えるのでしょうか。平常時ではないとして強大なリーダーシップをもって執行権を振りかざし、議決権を重視せず、再度、再々度と同一議案を提出された町長。ちぐはぐな行動、議決をとった議会、このような状況を顧みて、以下の諸点をお伺いいたします。

また、一部議員諸氏にも苦言を呈したく思います。

①同僚議員が議会との関係について質問された際、町長は運命共同体であると答弁されております。理解しがたく、詳細に説明を求めるものであります。

②「チーム山元、心をひとつに」のお題目を掲げて、強大なリーダーシップをもって町政執行をされてきましたが、お題目の前に、どのようにすれば心がひとつになるのか、努力をし、行動するのがよいのかを考えるべきではなかったでしょうか。お伺いをするものであります。

③本年、新年祝賀会で議会議員選挙に言及し、慶賀の挨拶を生臭いものとしたことはいかなるものでしょうか。もちろん町長も公務員であっても、特別職で政治家ですから、選挙を差配し、介入することは否定するものではありません。

④震災後、皆呆然としていた、つまり間もない時期の状況下で実施したアンケート1回で町民の意向であるとして二度とアンケートを実施しませんでした。意向調査をしませんでした。これは正しかったと信じているのでしょうか。復旧工の進捗状況にあわせて何度も何度も町民の意向を確認しながら町政執行をすべきと思いますが、お伺いをするものであります。

⑤町と関連団体や組織とは平穏正常な関係が築かれているかどうかお伺いをいたすものであります。

3件目に入ります。

本町の人材育成についてであります。本町の人口減少は激しく、復興計画の、目標としてきた平成30年に1万3,700人を既に大きく割り込み、今や1万2,000余ではないかと言われております。近い将来には1万人の大台さえ下回り、数千人の町となることさえ危惧される状況下にあります。危機的状態と言うべきでしょうか。

このような際に最も大事なことは、教育によって本町の人材を育成し、確保することが重要となるのではないのでしょうか。以下の諸点についてお伺いをいたします。

1点目、町内各学校に図書司書の配備と再三再四提案してきたところでありましたが、いまだ不完全な状況であります。完全実施に向けてどのような方策と手順を考えられているかお伺いをいたします。

2点目、褒めたたえることは子供たちにとって大きく成長させる元となると考えます。委員会として報奨規定を設置し、一芸に秀でた者、長年努力し続けた子、善行を行った児童生徒を表彰すべきと思いますが、お伺いするものであります。

3点目、土曜授業の復活を提案してきたところではありますが、若干の検討は図られておるとはお聞きしましたが、実施には至っていません。授業時間を十分に確保することが学力向上には欠かせないと思います。土曜授業の実施や夏休み短縮など検討すべきであります。お伺いをいたします。

4点目、独創的教育を進め、産物のブランド化ではなく、人材の山元ブランド化を押し進めることであると考えますが、お伺いをするものであります。

以上、お伺いをいたしまして1回目の質問とさせていただきます。

副議長（後藤正幸君）1点目、2点目について、町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。通算40年にわたる議員生活の集大成となるここにおいてご質問いただきました佐山富崇議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大綱第1、これからのまちづくりについての1点目、3地区の新市街地及び新山下駅周辺地区と既存集落の連携についてのイ. 交流手段、ロ. 人的交流のあり方についてですが、関連がありますので一括してご回答させていただきます。

新市街地の整備については、コンパクトシティの理念のもと、公共施設の集約や商業施設などの立地を推進し、利便性の高い、賑わいのあるまちづくりを目指しております。特に、新山下駅周辺地区については、町の発展をリードし、町の顔となる地区として魅力的な駅前空間の形成を初め、山下第二小学校、子育て拠点施設、近隣公園を有機的に配置し、コンパクトで質の高い中心市街地の形成を図ることとしております。

こうした新市街地の新たな行政サービスや利便性を町全体で享受できるよう、既存集落からのアクセス道として市街地に接続する幹線道路を整備するほか、高齢者や年少者等、交通弱者対策の一環として町民バスぐるりん号の乗り入れを行うなど、既存集落との連携を推進してまいります。

また、人的交流の関係ですが、新山下駅周辺地区の西側地区では、災害公営住宅の入居者で設立された自治会を中心に、既に自主的な活動が展開されております。去る8月22日には、新市街地の集会所住変を会場にして、ときわ会主催による初めての夏祭りが盛大に開催されるなど、新たな取り組みも始まっており、東側地区においても来月下旬の自治会設立に向け、住民主体で準備会活動が進められております。

町といたしましては、こうした自治会を中心とした住民の主体的な取り組みがより円滑に進められるよう、新市街地のコミュニティ形成支援業務を委託している宮城大学とも連携しながら支援してまいりたいと考えております。

また、新坂元駅周辺地区と宮城病院周辺地区については、それぞれ既存行政区のエリア内に整備される市街地であることから、基本的には新市街地と既存の行政区の方々との融合が自然な方策ではないかと考えております。

こうしたことを前提に、近々、町区及び合戦原区の役員の方々との意見交換を行うこととしており、そののちに新市街地に移転される方々と既存の住民の方々の合意形成に向けた話し合いの場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。なお、宮城病院周辺地区では、去る8月9日にまちづくり協議会主催によって移転予定者の方々と地区住民との相互交流を目的とした七夕交流会が開催されたところであり、また、町区においても山元町ふるさと振興基金補助金を活用し、10月中旬ごろに移転予定者と区民の交流親睦を目的とした触れ合い交流会の開催も予定されております。町でもこうしたイベント等を積極的に支援し、市街地と既存の行政区にお住まいになる方々の交流を促進してまいります。

次に、1点目のハ. 道路網の整備についてですが、3地区の新市街地周辺には、主に南北に国道6号や県道相馬互理線、東西には避難路としての県道山下停車場線や坂元停車場線などの幹線道路とこれら幹線道路に接続する町道や農道の一般道路が配置され、これらの道路により道路網が形成されております。

新市街地から現道へのアクセスについては、新駅と主要な施設などを結ぶ地区幹線道路を道路網の主軸とし、周辺の既設道路を補助幹線道路などで接続させ、既存集落へ接続するネットワークを確保しております。

新山下駅周辺地区と既存集落の連携を踏まえた道路網については、新山下駅と国道6号を経て役場を結ぶ東西方向と新市街地北側の県道山下停車場線と南側の町道浅生原笠野線を南北方向に結ぶ日本の地区幹線道路を配置し、これを軸に平行して補助幹線道路を配置し、言動へ接続する道路網を形成しております。さらに、東西へは県道山下停車場線、町道浅生原笠野線、南北へは町道南山下線を利用することにより、花釜区、山下区、浅生原区など既存集落へのネットワークを確保しております。なお、新山下駅東側の既存集落から新山下駅へ通勤や通学のため自転車や徒歩での利用や新市街地に住む方々と交流のための移動については、幹線道路を利用するより舗装されていない幅の狭い既存農道などを利用すれば最短で異動でき、利便性が向上することも考えられます。

このような農道などの部分的な改良や舗装を行うことにより、既存道路を利用した交通機能の強化を図ることも考えられ、今後、道路の利用状況などの調査を行い、安全面も考慮し、整備手法などについて検討してまいります。

次に、1点目のニ. あつれきが生じやすい行政サービスについて、その対応はについてですが、これは津波被害を受けた世帯と浜通りで被災した世帯とで支援に差があることへの対応についてのご質問かと思えます。東日本大震災では、津波により多くの人命、財産が失われたことから、町では津波で甚大な被害を受けた地区を災害危険区域に指定し、建築制限をかけて国の防災集団移転促進事業により安全な土地への移転を促進しております。このことから、国や町の施策として災害危険区域にお住まいであった方が安全な地区へ移転する場合には、移転費補助や住宅建築土地購入資金の利子相当分の補助、建物等実費補助、土地購入・住宅建築への補助を行っているところであります。一方、丘通りで被災された方については、土地利用の制約はなく、移転を促す必要がないことから、国の被災者生活再建支援制度における支援金や、住家被害や人的被害の程度に応じて支給される山元町災害義援金により再建していただくこととなります。

しかしながら、現在町の独自支援として県の復興金・交付金を活用し、新市街地に移転される方に対しては、土地購入・住宅建築への補助として、災害危険区域から移転さ

れる方と同額の400万円を、災害公営住宅への入居に係る生活支度金も最大30万円を支給しており、また、さらに支援が必要との要望がありますことから、今回新市街地外に町内に移転される方や現地で再建される方にも住宅建築等補助として全壊で50万円、大規模半壊で25万円を追加視点することとしております。

町としましては、復興基金交付金の使途の制約や残額などのさまざまな条件がある中で、可能な限り丘通りで被災された方にも支援を行っていくこととしております。

一方、震災から4年が経過する中で、これまでは復旧・復興事業に全力を挙げざるを得ない状況でありましたが、丘通り地区の方々からもさまざまな場面でご意見・ご要望をいただいております。例えば農家の方からは、農業機械の更新に対する支援を、住民の方からは町民懇談会等において身近な生活環境改善に伴う要望や苦情、特に道路等の維持・修繕や改良に関するご要望を多くいただいております。これらのことから、震災後、丘通り地区の皆様にはさまざまな場面でも長らく辛抱・忍耐をしていただいていたということを改めて認識したところでございます。このため、今年度当初予算において、丘通り地区の農家の方が農地を集積して効率的な農業経営等に取り組むために、大型農業用機械のリースを導入するに当たり、その自己負担に対し町のかさ上げ補助を創設したほか、要望が多かった道路等の維持・修繕等につきましては、一定程度今回の補正予算案において対応させていただいたところであります。

町の予算規模を考えると、全てのご要望を一気に解決することは困難ではありますが、年次計画や、場合によっては何らかの補助事業との抱き合わせ等で、できる限り速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目、排水対策をどのように解決するのかについてのイ。新市街地の造成に伴う既存集落への排水の影響についてですが、基本的には造成区域内の排水は県の防災調整池設置指導要綱に基づき実施しており、排水を計画的に実施しております。また、外部から造成区域内に流入する周辺の排水についても、流域を考慮し、新市街地造成前の流末に排水することで対応しております。

例えば、新山下駅周辺地区については、2カ所の防災調整池を設け、計画的な排水に努めております。また、造成区域外の周辺の排水については、一部造成区域内の排水路を経由しているところもありますが、既存の排水路に導き、放流しております。

新坂元駅周辺地区についても、下流側へ計画的に排水するため、新山下駅周辺地区同様、防災調整池を設置し、放流しております。

また、従前にあった大雨時の造成時の湛水機能については、今回隣接している谷地川排水路の改修を行うことにより対応することとしております。

宮城病院周辺地区についても、造成区域内の排水は防災調整池で、区域外からの流入については下流域の水路改修で対応いたします。

3地区とも県の要項に基づき整備をしておりますが、町としては完成後も維持管理に努めながら、排水状況を確認してまいりたいと考えております。

次に、2点目、排水対策をどのように解決するのかについてのロ。東部再編整備事業における排水対策についてですが、まず山下地区の排水対策については、地区の全域を流域に持つ高瀬川排水路について、整備当初からの住環境の変化や土地利用形態の変化に伴い、排水機能の増強が必要と見込まれたことから、各種県営事業の導入により平成22年に牛橋防潮樋門の整備が完了し、従来との1.5倍の排水能力が確保されたところ

であります。また、同地区の沿岸部を流域とする花笠第二排水路系統については、今般の東部地区農地整備事業により、用排水の分離や排水系統の見直し、かつそれぞれの排水路幅の拡幅や排水断面の改良を行う計画であります。さらには、花笠第二排水機場に排水ポンプを増設し、排水路末端の排水能力をこれまで以上に高めることにより、相当の排水効果が得られるものと期待しております。

次に、坂元地区における排水対策についてですが、中浜地区を流れる一ノ沢川排水路について、今般の農地整備事業での改修は行いませんが、かねてより地域から強い要望のあった排水路流末の樋門整備について鋭意調整を重ねてきた結果、国の直轄事業により整備が進められており、今年度中の完成予定と伺っております。この樋門完成により、これまで懸案となっておりました内水の排水対策が講じられ、防災対策にもつながるものと考えております。

また、町の最南端を流れる赤川排水路については、磯地区農地整備事業及び東部地区農地整備事業の受益区域内に含まれますことから、水路幅の拡幅や断面の改良を行い、排水能力を高めることが計画されております。さらに、下流部に汐留堰を整備し、海水の遡上を防ぐことにより効果的な排水対策が講じられるよう検討が進められております。

排水対策に関しましては、施設の整備はもとより、日常の維持管理が大きな役割を果たすものと考えております。今後とも通常時における排水路の状況把握や大雨時における応急対策など、町民が安全で安心して暮らせるよう、排水対策に万全を期してまいります。

3点目、危険区域の見直しをどう進めるかについてのイ、見直しの検討にはいつ入るのかについては、昨日の菊地八朗議員への回答と同様でございます。

また、ロのこの見直しに解除は含まれるのかについては、今後の津波シミュレーションの結果を検証し、安全性が確認できた場合には区域の見直しを行うこととなりますが、その場合には区域の解除もあり得ると考えております。

次に、大綱第2、町当局と議会のあり方についての1点目、運命共同体についてですが、住民の負託を受け、住民福祉の向上という目的達成を使命とする議会と町執行部の関係は一般的に車の両輪に例えられることが多く、過去の議会答弁等の場面において、これらを総称して運命共同体と表現させていただいたところでもあります。特に、他意はなく用いたところではありますが、運命共同体という言葉にはマイナスイメージを連想させる意味合いも有しております。改めて考えますと、表現にもう少し工夫があってもよかったのかなというふうに思っております。

次に、2点目、「チーム山元、心をひとつに」についてですが、東日本大震災という未曾有の大災害から被災者の方々の生活再建や町の復興再生に取り組んでいく過程において、復興にかかわる、携わる職員や関係者の方々が一刻も早い被災者の生活再建と町の復興再生を目標に、それぞれの立場において互助の精神を最大限に発揮していただくべく、毛利元就の三本の矢の例えのように、個人個人の結束力の重要性を比喩的に表現させていただいたものであります。

次に、3点目、慶賀の挨拶での町議選挙の言及についてであります。私といたしましては男女共同参画社会の実現が叫ばれて久しい今日、また今般、女性活躍推進法が国会で成立を見ておりますが、住民の代表者で構成される町議会の議員についても女性の視点が重要であるとの思いから、各界各層の方々が一堂に会する町の賀詞交歓会の場面

をお借りし、年頭の所感の1つとして私の思いを述べさせていただいたところであります。

次に、4点目、町民に対するアンケート調査についてですが、これは震災復興計画策定時の町民の意向確認についてのご質問かと思えます。同様の趣旨のご質問については昨年3月の第1回定例会で頂戴し、回答しているところではありますが、改めてお答え申し上げます。

町では、震災復興計画の策定に当たり、全世帯を対象にアンケート調査を実施しておりますが、それに限らず、住民説明会で多くの方々にご参加いただき、さまざまなご意見をいただいたほか、町民代表の方からなる震災復興会議での議論や町内の各種団体や行政区長への説明、パブリックコメントも行い、町民の皆様の声を可能な限り反映させるよう努めてまいりました。また、震災復興計画策定後も各種事業の実施に当たっては適宜住民説明会を開催し、皆様のご意見を伺ってきたほか、新市街地整備に当たっては復興まちづくり協議会からご提言をいただき、さらには町民懇談会で町民の生の声を伺ってまいりました。今後もより一層町民の皆様のご意見に広く耳を傾けていきたいと考えております。

次に、5点目、町と関係団体や組織との関係についてですが、町とかかわりのある関係機関や団体等の結びつきは、機動面で相互に補完し合いながら、それぞれの設置目的達成に向け連携、協調を図る関係にあると理解をいたしております。このような観点から、関係機関や団体等とは今後も良好な関係の構築、あるいはそうした関係の維持という点に意を用いながら、町政執行に当たってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

副議長（後藤正幸君）3点目については教育長、森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。佐山富崇君議員のご質問にお答えいたします。

大綱第3、人材育成についての1点目、図書司書配備についてですが、現行の配備状況は、各小学校に1名ずつの図書司書補と坂元・山下両中学校兼務の図書司書補1名を配備している状況であります。学校図書館を活用した児童生徒の調べ学習や特諸活動はご指摘のありましたとおり学力向上はもとより、多方面により効果をもたらします。ついでには、読書活動を推進するためにも、中学校の兼務の解消については、再度学校現場を確認し、両校1名ずつの配備に向け努力してまいりたいと考えておりますが、正規の図書司書の配備につきましては、予算措置はもとより、有資格者の人材の確保は非常に難しいと考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

次に、2点目、報奨規定と表彰についてですが、子供は褒められれば他から認められている温かい気持ちが伝わり、それが個性を伸ばしたり、心を磨くことにもなり、さらに意欲や自信を持って物事に取り組むことにもつながり、波及効果も大いに期待されますことから、報奨規定を設けて褒めて育てることは大変大切なことだと私も考えを同じくするところであります。

各学校では、本を多く読んだり、水泳や持久走を頑張った子を表彰するなどの取り組みを行っており、子供のやる気を延ばす工夫が図られています。ご指摘のありました子供のよさを見つけ出し、表彰する仕組みとしては、生涯学習課が所管する山元町青少年推進協議会において山元青少年輝きキラリ賞表彰規定を設置し、社会奉仕活動や自然保護活動、さらには学業、スポーツ、文化芸術など、多くの分野において他の模範となる

児童生徒を表彰するというものがございますが、震災の前年に設けられた表彰規定のため、その運用が不十分となっております。については、この表彰規定の運用について再確認をし、進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、授業時間の確保についてですが、土曜授業の実施については、第2回定例会一般質問でご回答申し上げましたとおり、環境、条件がもう少し整わないと土曜授業の展開は難しいものと考えておりますが、検討は鋭意続けてまいる所存であります。

また、夏休み等の短縮とのご指摘ですが、各小学校では夏休み学習会を設けて、教職員が指導に当たるとともに、中学校では学習塾、学びの森と教職員による学習会を展開するなどして、補充学習に取り組んでおります。

小学校では3日、中学校では8日から9日間にわたり、1学期の復習を中心にした内容の指導に当たってきており、これは夏休みの意義も生かしながら、各個人の課題等にじっくりと取り組む体制を整えておりますことから、現時点では夏休みの短縮までは考えておりません。

今後とも補充学習の充実を図ることによって、よりより学習環境を整備してまいりたいと考えております。

次に、4点目、人材の山元ブランド化についてですが、ご指摘のありました人材のブランド化は、私も同感するところであります。少子化が進んでいく現状において、山元の子供は一味違うと言われるようなふるさとに愛着と誇りを持って社会に貢献できる人材に育て上げなければならないものと考えます。その教育のあり方の1つが基礎的な学力の定着はもちろんのこと、先ほど来の読書活動であったり、報奨制度であると十分理解しておりますので、肝に銘じ取り組んでまいります。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。交流手段、人的交流ということで、これは一括ご答弁をいただきました。まあいいでしょう。その中でご紹介していただいたのがそれぞれの新市街地での交流会ですか、七夕交流会、あるいは触れ合い交流会というようなご紹介をいただきました。それで交流をしていくというようなお話をいただきました。これも一理あるというか、立派な手段であろうとは思いますが。

私は、一番は、何と言ってもまずコミュニティ、その地域の人たちの交流、気持ち的に結びつきを強めようとする気持ちを醸成させることが最も大事だと。例えば、春ごろでしたかね、行方不明者がおりましたね。消防だなんだって随分大変ご苦労なさって探し回ったということがありました。なぜあの地域に住んでいる人たちにも何とかご都合がつく方は一緒に探してくれませんかと要請しなかったのかなと、私は残念に思っておりました。そうすることによって、私がこういうふうになった場合でも地域の人たち、この中にいる人たちには探してもらえるんだなという気持ちが備わるのではないのかなと。そうでなく、消防の方々出てください、まあそれはそれで、お役目柄、消防の方々大変でしたが、頑張ってもらっていただけたことは事実であります。それはそれでいいんですが、あの地域の方々ももちろんお年寄りだり、何だりだし、必ず出でこないと、ご都合もあるでしょうからできないですけども、ご都合のつく方は一緒に探してくれませんかというような呼びかけがあったほうがよかったのではないかと私は思うんですよ。それによって、私がそうなった場合もこの人たちに探してもらえるんだなという気持ちは生まれると、私はそう思う。そういうことが大事だと。そういうことの積み重ねが大事だと。それによってあそこの地域の人たちの連帯感も生まれると、私はそう思

っております。

まあ、その辺について町長からお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘のように、新しい行政区、自治会を形成するのに向けて、いろんな場面を通じての触れ合いを持っていただくと。そういう中でやはり顔と名前が一致をすると、気持ちを通わせてこの自治会の参画、運営について皆さんで取り組んでいただくと。そして新しいコミュニティを形成していただくと。これは一朝一夕になるものではございませんので、ご指摘の機会も含めて、さまざまな機会を捉えてコミュニティ形成をしていただけるように、町としても意を用いていかなければならないなというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。まあ、町長も同じようなお考えだということでございますので、実行していただきたいものだなと。それによって、気持ち的に違うんですね。俺はこの住民なんだと。今度はここで暮らすんだという気持ちが生まれるのではないのかなと。ということでございます。

今度そのもう1つね、口の人的交流、まあ交通手段もあるんですが、これはまた後でして、人的交流で聞いておりましたので、人的交流というのは、私はこの山二小が開校すればかなりよくなるのではないのかなと、子供を介しての交流というのは一番大きいと私は思っております。まあ、答弁求める必要もないでしょう。反対もなさらないでしょうから、町長も教育長もね。それはそれでいいと。

それで、その山二小学校できたときどのようにするかということをも十分意を用いて委員会としてもやってもらいたいとだけお話ししておきたいと。思います。

道路網ですね、これはきのうの智之議員か、同僚の智之さんが質問なさっていたのではなかったかな。そうですね、入口は何ぼあるとか、あるいは案内板の問題とか、そういうことで智之さんの質問されておったんですが、私も関心を持っておりましたので、もちろん答弁も聞いております。それで、私あそこ思うのは、ちょうど果物みたいなものだなと。そこの6号線からの本通りありますね、進入路ずっと。そうするとちょうどリングだか何かなったみたいに、あそこからだけでも、あとの交流が丸まっているようだな、あそこだけで。そして智之さんも言っていましたが、袋小路の道が多いという話がありましたが、私もそのように思っておりました。そういうことで、町長のご答弁では6号線だけでなく県道、元の駅前道路ですか、県道と、それから南側の浅生原笠野線、この道路があると、こういうおっしゃり方したが、それが例えば真っすぐ県道から浅生原笠野線にスポンと抜ける道路ないんじゃないですかね。少ない。少ないですよ。それと、ただいいことおっしゃったな、1つ。1つって失礼だ、いっぱいおっしゃいましたね。農道の改良、あるいは調査検討と、こういうようなお話がありました。これは最も大事であります。これによっていかにあの旧集落、既存集落から新市街地に入るか、そういうことを何ぼも、複数路考えるべきだと。あそこ1本通っていかないとあそこには行けないんだとか、そういうようなことでは町長の目指している中心市街地という形にはならない。波及効果はないと、こういうことですよ。町長おっしゃることは、あそこを立派にして、波及効果で町全体を立派な住みやすい町にしたいと。町長の理念はそのように承りました、何度もね。それはそれで結構なことだと思います。と思いますが、今の状況では波及効果があるようには思えない。波及効果がなければ何の意味合いもないと。あそこは高齢者だけが住む特殊な地域と、こういうことになってしまいますよ。で

すから、波及効果のあるようにお願いをしたいものだとおっしゃることを申し上げておきます。

それから、時間も余りないからな。二、道路網はそういうことで結構です。答弁はいりません。二の公平平等でなければならぬ行政サービスであると。ここで切っているんです、私。あつれきが生じやすいので、その対応はどうするんだということ、町長からすれば、あれは今町民の人たち、あそこに住んでいる方々もすれば、あつれきなんかはないべと、あるわけがないと、こう思っているかもしれませんが、あるんですね。なぜか。その芽は町長が種をまいたと。政策誘導という形で、あそこに移る人には支援を大きくした。これは間違いないことですよね。そういうことで、あそこの人たちは文化的な生活をしている。しかも町からの支援は大きく当たった。おらたちは少なかった。完全にこれであつれきが生じます。種はまかれたんです。そう思いませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この被災された方々の集団移転のご支援、そしてまた町としての新しいまちづくり、先ほどお話しさせていただいたような町をけん引するような、拠点になるようなまちづくりをとというような、そういうふうな政策的な観点から新市街地にお入りになる方については、一定程度の誘導的な支援をさせていただいたというようなことですので、これはやはり被災者支援なりまちづくりに対しては、いわゆる一定のご理解、共通理解がないと、どうしてもご指摘のような部分になりかねないのかなというふうに思います。まあ、この支援拡充と連動して、先ほどご説明させていただいた部分につきましても、できるだけ配慮した全体としてのバランスも考慮しながら一定の支援をさせていただいているというようなことですので、今回補正予算でその支援策の拡充をお認めいただいて、この内容が一定程度ご理解いただく中で、ご指摘の部分は多少なりとも解消されることをご期待申し上げたいなというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。町長としてはそのようなご答弁しかないだろうと思いますけれども、間違いなく種はまかれたんですよ。理解というのは一般に簡単ですが、理解だけじゃだめなの。やっぱり共鳴を求めなければならない。共鳴を求めることによって同じところに進める。理解ということは必要最低限ですからね、町長もよくご存じのとおり。その辺のところ、最初からあつれきは生じやすいと見て、今後の対応をどうするおつもりかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答えさせていただきましたように、一定のバランスというふうなものを勘案しながら、支援制度の拡充に取り組んでいるというふうなことですので、そういうことをご理解をいただきたい。あの新市街地の関係もわかり、あの丘通りと浜通りの関係についても、町全体としての状況を勘案しながら、一定程度の格差の是正というふうなものに取り組んできておりますし、今後、さらに必要な部分については、またその部分への対応についてもまた検討をする必要があるのかなというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。それは、たびたび、何回もお聞きしました。わかります。ですから、わかるんですが、余りにも政策誘導策が強すぎたと、私が言っているのはそこなんです。今後は何とかとおっしゃいますが、強すぎた。それで、そういうあつれきは生じやすいというか、ありますよと、もう。そういうことを申し上げておきます。まあ、今後十分意を用いて、その解消に歴代の町長は難儀するでしょうな。

次であります。排水対策ですが、町長のご答弁は、基本的には造成区域内の排水は

県の防災調整池設置指導要領に基づいて実施していると。これは坂元もこっちもと、山下にいたって2つもあるぞと、こういうお話でありますね。であります、私は最初から申し上げる。あそこは水田ですよ、もともと。自然遊水地。大雨降ったときは30センチ以上水ためてたんだよね、あの面積に。それが今度は、一挙に吐く側に回るわけですよ。埋め立てたわけですから。あるいは建物を建てたわけですから。そんな防災調整池なんていうのつくったって、何ぼの、30センチのあの面積の水ためた量から考えたら、全然話のとぼっしゃ。俗に言えば話のとぼだと、こういうようになるわけですか。全然違いますよ。これは、これも竹内議員がきのう質問なされたが、これは町の排水はどうする云々といろいろありましたが、同じであります。同じであります。どのように事業化していくか、どのような事業を持ってきてやるのか。間違いなくことは雨少ないですから、塩梅いいんですよ。このごろ降ったけれども、ずっと小雨だったから、霧雨とか。本来雨降るとなると、こんなもんじゃないんですよ、ここだって。1時間に50ミリは間違いなく降る。8.11のときは200ミリ降ったわけですからね、ここでも。そういうふうなことのときにどうするのかしらということ。これは排水に際しては、ずっと最初から、ずっと私言ってきたこととありますが、これも同じ答えきり出ないでしょう、残念なことには。対処療法だと、こういうおっしゃり方です。抜本的解決ははからないと、対処療法だと、こういうご答弁にずっと終始してきたわけですから、残念ながら、お答えはまずありませんが、よっぽどしっかりしてもらわないと困るなということだけ申し上げておきます。

副議長（後藤正幸君）休憩いたします。再開は4時30分とします。

午後4時21分 休憩

---

午後4時30分 再開

副議長（後藤正幸君）再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。申しわけございません、議長。では、2件目を最後に回して、3件目に入らせていただきます。

（1）ね。予算措置はもとより、有資格者の人材の確保は非常に難しいと考えております。今後の検討課題とさせていただきたいと存じますと、今度の検討課題、今の検討課題でないんだから、なかなか手かけないというふうに理解しました。じゃ行けないんだ、ほんでは。予算措置はもとよりです。なぜかって、これはもとより、そのとおり、きのう哲也議員の同僚の、それから智之議員が話しましたとおり、予算措置は議員の理解を得て、町長の理解を得てやってもらわなきゃだめだ。きのうの話からすればできるわけですから、町民、町が、行政が中心になってという話は私よりもお2人から随分、耳にたこできるくらいお聞きになったと思いますからね。予算措置はいいです、そういうことですから。

この有資格者の人材の確保は非常に難しいと書いてある。んだべね。1万人にならない町に来なくなるよね。図書司書の資格を持った人は来ないと思います。それでお伺いします。そういうことであれば、司書補をいかに育てるかが大事。特に中学校あたりの司書補は大いに勉強させるように研修会よ何よと、存分出してやれと、そういうお気持ちはあるかどうか、まずお伺いする。

教育長（森 憲一君）はい、議長。現在も、それぞれこの司書補、町内には現在司書補、いわゆる学校図書、あるいは司書の資格を有している者は1名もございません、それぞれ。ただ、先生方の中には司書教諭という資格もございますので、その人たちと力を合わせながら、いろいろそれぞれ工夫をされたり、子供たちのために鋭意努力していただいているというのが実情でございますので、そういったことで今後の人材育成ということも、これはぜひ図っていききたいものだなというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。即やると、こういうことですか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかりました。それから、報奨規定については、「私も考えを同じくするところであります」とこうありましたな。先ほど教わりました。結構でございます。ただし、震災後もろもろあるんだけれども、青少年推進協議会、それから、もろもろあるんだけれども震災の前年に設けられた表彰規定のため、運用が不十分だったと、こうお答えになっております。不十分ではいけませんな。そろそろ落ち着いてきたわけですから、きっちり運用してもらわなければならないということは、当然ご指摘しておきますが、独自の委員会の規定はどうですか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お答えいたします。内容的には、このまだ十分な運用、実はこれが策定、表彰規定が策定されたものは22年の9月でございました。したがって、その年、その以降というふうなことは全然運用されていないというふうなことがございます。それがこの協議会の会長名がよろしいのか、それとも教育委員会がよろしいのか、そういったことを踏まえながら、内容的には先ほど申し上げましたように、奉仕活動であるとか、子供会の活動であるとか、あるいは学習、スポーツ、さまざまな分野を含んでおりますので、そういったものが果たしていいのかどうか、社会教育委員の会議なり、あるいは教育委員会の会議なりに一度お諮りをしながら、こういうご指摘の中で子供たちを褒めたたえるその場の設定として何がふさわしいのかというのをきちっと踏まえて検討し、これは実行してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。これもやるということで、結構なご答弁でございますが、私の主眼というか、あれは、児童生徒全員の表彰をしたいんですよ。年1回、必ず。それぐらいの思いでおりますので、ただよくやったなという言葉もいいけれども、やっぱり形で褒めてあげる、必ずその子供、生徒、児童、何か1つ、年1回ならいいことしているはずですから、それをいかに見つけるか、あるいは先生の役目も大変だと思いますが、あるいは学校、あるいはそれぞれの仮定からの推挙あってもいいし、いろんな角度で、とにかく全員の子供、全員の児童生徒を報奨すると、褒めたたえるという形があってほしいと思っております。教育長のお考えは。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お気持ちは十分受けとめさせていただきます。ただ、一方で、そのむやみやたらに褒めたたえるということではなくて、やはりそれなりの努力、それがきちっと見えなければ、表彰に値するものでなければやっぱり責任あるものとしてきちっとした表彰はできない。それなりのその活動なり、実績なりを、それをある期間の中で表彰して、これは認めるに値するということになれば、今後につながるのではないかなど。やはりそれが見えなければどうかという部分は若干懸念するところでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。言わずもがです。言わずもが、教育長。そんなこと言わずも、

逆にことしでもらえなかったやっという、少ない人は来年もらえるように努力すると、そういう意味だから、私の言っているのは。生徒全員といたからって100人いたら100人と言う意味じゃないんだよ。これは言わずもがでございませう。まあいいでしょう。時間もなくなってきましたから、2件目に入らないとね。ただ、1つだけ言うておきます。私、若いときに教えられたのはこういうことでした。学んで知ってやる気を起こし、みずから進んで行動に移すということが最も大事なことであると教えられました。教育長、必ず実行してくださいね。よろしく。

これ、一応申し上げておきまして、いよいよメインイベント、2件目、町当局と議会のあり方についての2件目に、再質問に入らせていただきます。

運命共同体ということで、町長からご答弁いただいたのはこういうことで、「一般的に車の両輪に例えられることも多く、過去の議会答弁等の場面においてこれらを称して運命共同体と表現させていただいたところである」と。車の両輪はよく理解できます。運命共同体は理解できません。なぜか。地方自治体は運命共同体ではないと思う。なぜか。議院内閣制ではないからです。国会は与党とあれば、国会と内閣は運命共同体だと思います。議院内閣制ではないんですから、大統領制ですからね。私は運命共同体という表現は当たらないと思っているんですが、町長どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐山議員のご質疑のとおりの見解が正しい見解だろうというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ご理解して、反省していただければ結構であります。

それと、二代表制だということも改めてご認識いただきたく思うんですが、町長のご答弁を。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。もちろん議会と執行部の関係につきましては、議会とこの執行部の二代表制での町政運営、まちづくりが行われていると、これが基本になっているというふうなところは、先ほどの議員内閣制の見解と同様に、議員ご指摘のとおりでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ご認識いただければ十分でございます。あえて申し上げません。

それで、チーム山元、心ひとつにということでのご答弁では、「毛利元就の3本の矢の例えのように結束力の重要性を比喩的に表現させていただいたものであります」とこうあります。全くご同慶の至りでございますが、当然だと思いますが、私先ほど申し上げましたとおり、それをお題目として騒ぐよりも、声高にね、そのためにはどうすればいいのかということに努力すべきじゃなかったのかと思うんですが、町長どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員ご指摘の部分をもう少し意を用いてやったらもっといい形での展開が可能だったのかなというふうにも受けとめております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。町長もそういうふうにおっしゃっていますので、あえて追及はいたしません。

3番目の慶賀の挨拶で町議選挙に言及する生臭い話はどうかのご答弁は、「男女共同参画社会の実現が叫ばれて久しい今日」と、こういうお話しでございます。私も同感でありますし、全く賛成であります。ただ、私が問題にしているのは、あの席での話はいかがなものかということをおっしゃっているのですが、では反対の立場で申し上げます。来賓として行った議長が町長選挙に言及し、現職町長が落選する夢を見たなどと言

った場合は、そのときの議長は非常に「何でこういうときに生臭い話をするんだろうか」と町民からご批判をいただくものだと思はいます。あるいは現職町長さんも気持ちのよからうはずはないと思う。反対の立場から言えばそういうことだと思はうんですが、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今反対の立場からというようにことごとございますけれども、今の例えは必ずしも反対の立場からご説明いただいて、それが私がお話しした部分とどうかというふうな部分については、まあ私は少なくとも町長であれば1人でございますよね。町議選の場合は複数、14名の方がおられる中で、今お1人も女性議員がおられないというふうな意味で申し上げたわけとございますので、まあいずれにしても私の立場からしての、まさにTPOをわきまえた発言と、適宜適切な発言なり情報発信というふうなものにさらに意を用いていきたいというふうに思はいます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。町長から今後は要望を聞いていきたいということで、ただ、前段では全然、町長は1人だし、議員は多数とれるんだから、そういう話は反対の立場というのではないのではないかとのお話をいただきました。一面あると思はいます。ただし、180度反対ではありませんが、反対側にあることは事実ですよ。そういうことも逆に町長お1人なんですから、うんと配慮していただくべきだと私と思はう。まして、主催者の挨拶です。そこを考へていただきたかつた。主催者みずから生臭い話はいかがなものかと、正月早々、そういう思いとございますので、ご理解をいただく、それこそご理解いただきたいものであります。

それから、男女共同参画社会の実現という話をおっしゃいました。全く私も同感ということも先ほども申し上げました。であるならば、議会の構成の男女比などを申し上げる前に、話す前に、審議会の委員とか何かを女性の割合を多くするような意を用いるべきだと、その方が先だと、町長さんがやるのは。男女共同参画社会をおっしゃるのであれば、議会の男女構成比のことを話す前にそっちのほうをやっていたきたい。ご理解いただけるでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに私の身近な立場からすれば、ご指摘の部分により軸足を置いてというふうなご意見、まあごもっともとございます。ただ、私の立場からすれば、町全体を見る中で、やはり男女、基本的には半々の関係とございますので、そういう方々の視点、観点というものも議会にあつてもいいんじゃないのかなというふうな一般的な思いで述べさせていだいたところとございます。足元の部分についてのこの女性の登用ですね、これにも引き続き意を用いてまいりたいというふうに思はいます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。町長もしつこいな。あのね、そうですねって認めておいて、1回認めたんだから、町長。理解しましたって。生臭い話だったなど。それはやっぱりすべきでなかつたかもしれないとおっしゃってるから追求しませんと言っているのに、また言わなければならなくなる。みんなに私もお叱りを受けるんだ。5時前にやめろと言われている。なかなか厳しいんだ。

あのね、町長ね、理解をいただいたならばやることです。実行することです。何ぼ検討するだの何だのって言ったって、やること。やらなきゃ子供できないんだから。ここ笑うところだぞ。やらなきゃ子供できないんだ。ただ見てたってね。そこのところお願いしたいものであります。

最後の5番目だな。これ（4）番ですな。これは、岩佐 豊議員か、随分聞いたの。

そうですね、豊議員さんがお聞きになったので、私も答弁もお聞きしておりましたので、これは結構でございます。

(5) 町と関連団体や組織と平等、正常な関係が築かれているかということでのご答弁では、「町とかかわりのある関係機関や団体との結びつきは、機能面で相互に補完しながら、それぞれの設置目的達成に向け連携協調を図る関係にあると理解をいたしております」さすがですな。「このような観点から、関係機関や団体などとは今後も良好な関係の構築、あるいはそうした関係の維持という点に意を用いながら町政執行に当たってまいりたいと考えております」結構なことでもあります。

それでは1点ご質問いたします。これは、町長と危機管理室長に両方にお聞きします。消防団長に次の会合はできる限り議長を呼ばないようにしてくれたらいいんでないかとおっしゃったとかというのを聞いておりますが、本当ですか。両方からお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。事実と言え事実でございます。ただ、私の意のあるところをお話しさせてもらってよろしゅうございますか。（「どうぞ」の声あり）議長とはいろんな場面でごいっしょさせていただく機会がございます。佐山議員も篤とご案内のとおり、非常勤の立場にありながらいろんな対応、スケジュールに忙殺をされておられます。そういうお話も議長ともいろいろ直接的にやりとりしておりますので、私としては必要な場面に出られるような意味で、メリハリをつけていただけるような出席対応でもいいんじゃないのかなというふうな、そういう思い。あるいは、一方では、今全国から応援職員の皆さんがお越しになっていただいております。夏の暑気払いと3月の送別会と、これにつきましてはあえて正副議長さんにもお声がけをさせていただいて、町を挙げて慰労なり感謝の意を表すると。まあ新たな場面にもお越しをいただけるというような、そういうふうな、私なりの気づき、気配りの中で対応させてもらったケースの1つというようなことでございます。まあ議長さん、年に複数回の懇親の場がございますので、消防団との関係で言えば、そういう面での一面については、執行部を中心とした会合にさせてもらってもいいんじゃないのかなというふうな思いもございましたので、総合的な観点からそういうふうにしてもらった経緯がございます。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまの佐山議員のご質問ですけれども、町長からお話があったとおり、今回、7月に消防団の暑気払いを行う際に、町長のほうと日程調整をした際に、今町長からおっしゃられたとおりのご相談が合ったものですから、消防の本部、幹部の方々、団長等と話をしまして、今回そのような対応を撮らせてもらったというふうなのは事実でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。随分きれいに話まとめますな。そうじゃないですよ。そうじゃないの。私聞いているのは。それらしいことをおっしゃったということは最初認めていらして、その真意はという、随分長々とお並べになりました。並べる必要ないんだ。素直にしゃべれば。なぜかと言いますと、先ほども言いましたとおり、運命共同体ではありません。議会と町長部局はね。しかも二元代表制ですって言ったでしょう。そしてご認識なさったでしょう、町長。そうだって。あと忙しいのに、非常勤なのに出てきて大変だから、気を利かせて呼ばないようにさせたんだというおっしゃり方をなさった。出る、出ないのは呼ばれたほうが考えるわけですから。忙しくて出られないときは「きょうは欠席させてくれ、済まん」と、これは普通です。少なくとも私のときはそうでした。それが普通でしょう。あたりから余計なこといらさないんですよ。町長の部下じゃ

ないんですから、議長は。二元代表制、別なんですから。それを運命共同体と言ったりするから、そういう間違っただお考えになっちゃうんだと私は思うんだ。違うんです。集う悪ければご案内いただいても「済まん、欠席させてください」頭下げてお断りするわけです、議長だって。あるいはどんな人だって、これは当然だと思う。それを「あいつ忙しいから呼ぶことないから」これはまずいですよ。呼ぶ方も呼ぼうかなと思っているのを「呼ぶことないから」って言われれば、「町長に言われてるしな、じゃあ呼ばないわ」って、恐らく今回呼ばなかったんでしょう。危機管理室長どうですか。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。団長等と相談しまして、今回そのような対応というふうなことで話がまとまりましたので、そのような対応をさせていただきました。

12番（佐山富崇君）はい、議長。まあそういうことです、町長。あたりからあいつ呼ぶこと、例えば、これは別な案件だって同じ。結婚式だって「あいつは呼ぶことない、俺ばり呼べ」とかな。例えばですよ。そんなことはいらぬの。都合悪い人出られないんだから。と私は思うんです。

まあ、もろもろ申し上げました。そろそろ時間だから幕引きとさせていただきます。（「最後に言ったらいいべ、28秒ある」の声あり）28秒いたましいけれども、いいから。5時前にやめるって言ったから。ご苦労さんでした。

副議長（後藤正幸君）12番佐山富崇君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

副議長（後藤正幸君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月4日午前10時開議であります。

ご苦労さまでした。

午後4時56分 散会

---